

あ い さ つ



近年、少子高齢化の進行やグローバル化・高度情報化の進展等により、社会状況及び教育を取り巻く環境が大きく変化し、社会性や規範意識の低下への危惧、家庭及び地域の教育力をめぐる問題などから、様々な教育課題が生じております。

本市では、平成 13 年度に学校教育長期ビジョン「成田一ひと・まち・みらいビジョン」を策定し、「ともに学び、遊び、育つまち 成田」を基本理念に掲げ、学校、家庭、地域がパートナーシップのもとに一体となって、成田の未来を担う子どもたちを育てるとともに、大人自身も、ともに育つことができるような教育を進めてまいりました。

国においては、新しい時代の教育の目的と理念が、平成 18 年 12 月の教育基本法の改正により改めて示されました。さらに、この改正により、国は、「教育振興基本計画」を策定し、地方公共団体は、地域の実情に応じた教育振興の施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならないと規定されました。

これらの状況を踏まえ本市では、学校教育長期ビジョンの成果と課題をまとめるとともに、教育の方向性を明らかにし、その実現に向けた政策を総合的かつ計画的に推進するため、教育行政の指針となる、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」を策定いたしました。

本計画では、「子どもの多様な個性 能力を伸ばし 未来をひらく力を育む」を基本理念に掲げ、6つの基本目標と20の柱と56の施策を定め、将来子どもたちが自立した個人として未来を切り拓き、豊かな人生を送ることができるよう、個々の多様な特性や能力を生かした教育を目指してまいります。

平成 28 年度から 37 年度までの 10 年間、本計画を基本として、関係部局と連携をしながら教育に関する様々な施策に取り組み、成田の学校教育の充実・発展に努めてまいります。

なお、本計画の策定にあたっては、学校教育のあり方について幅広く意見を聴くため、児童生徒をはじめ、保護者や教職員を対象にアンケート調査を実施するとともに、市内全中学校区において、児童生徒、保護者、地域の有識者、学校関係者によりワークショップを開催し、本市の教育について様々な視点から多くのご意見をいただきました。また、学校教育フォーラムを開催し、市民の皆様が学校教育に様々な形で主体的に関わっていただくことの重要性をご理解いただくよう努めてまいりました。

最後に、本計画の策定に際し、アンケート調査、ワークショップ、学校教育フォーラムにご協力いただきました関係者・市民の皆様にご心から御礼申し上げますとともに、今後ともそれぞれのお立場から、学校教育への積極的な参加、本計画推進へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成 28 年 3 月

成田市教育委員会教育長 関川 義雄

—目 次—

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨・背景	1
第2節 計画の位置づけ等	2
第3節 計画策定の考え方	4
第4節 市の教育を取り巻く状況	5
第2章 計画の基本理念・目標	12
第1節 計画の基本理念	12
第2節 計画の基本目標	13
第3節 施策の体系	16
第3章 基本計画	19
基本目標1 社会を生き抜く力を育む	19
1. 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり	19
2. 学習指導の充実（基礎学力の習得・充実）	21
3. 子どもの健康・体力づくりの推進	23
4. 幼児教育の充実	26
基本目標2 伝統・文化の理解と国際性を育む	28
1. 郷土と伝統・文化についての教育の推進	28
2. 国際性を育む教育の推進	30
基本目標3 豊かな心・道徳性・規範意識を育む	33
1. 心の教育・道徳教育の充実	33
2. 感性を育む教育の充実	35
基本目標4 よりよい学校教育環境づくりを進める	38
1. 教職員の資質の向上	38
2. 教職員の負担軽減に向けた取組の推進	40
3. 教育環境の整備・改善	42
4. 学校安全対策の推進	45
5. 学校施設の整備・活用	47

基本目標 5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する	49
1. 学びのセーフティネットの構築.....	49
2. 特別な支援を要する児童生徒に対する教育の充実.....	51
3. いじめ・不登校などへの対応の充実.....	53

基本目標 6 社会の変化に対応した教育を推進する	55
1. 情報教育の充実.....	55
2. キャリア教育の充実.....	57
3. 人権教育の推進.....	58
4. 学校・家庭・地域の連携による取組の推進.....	59

第4章 計画の推進 62

第1節 計画の推進体制	62
第2節 計画の周知	62
第3節 計画の進行管理	62

【資料編】 63

1. 成田市学校教育振興基本計画策定委員会設置要綱	63
2. 成田市学校教育振興基本計画策定委員会名簿	64
3. 計画の策定体制	65
4. 策定経過	66
5. アンケート調査の結果	67
6. ワークショップの結果概要	81
7. 学校教育フォーラムの開催概要	90

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨・背景

今日、少子高齢化の進行や高度情報化、グローバル化の進展などの社会情勢の大きな変化に伴い、教育を取り巻く状況においても、学力向上、道德教育の充実、いじめや不登校の防止、教員の資質の向上や幼児教育の充実、家庭教育への支援、情報化への対応など、多くの課題があります。

このため、平成18年に改正された教育基本法では、知・徳・体の調和のとれた発達を基本としつつ、個人の自立、他者や社会との関係、自然や環境との関係、日本の伝統や文化を基盤として国際社会を生きる日本人、という観点から教育の目標が定められました。

教育基本法の理念を実現するために推進されている国の「第2期教育振興基本計画」（平成25年6月）では、社会を生き抜く力の養成、未来への飛躍を実現する人材の養成、学びのセーフティネットの構築、絆づくりと活力あるコミュニティの形成の4つの基本的方向性が示されています。また、「第2期千葉県教育振興基本計画」（平成27年2月）では、光り輝く「教育立県ちば」の実現を目指し、子どもたちに育てたい資質能力を「知・徳・体、キャリア教育、グローバル化への対応」の5つの施策として明示した取組を進めています。

本市ではこれまで、「成田市学校教育長期ビジョン」（平成13年3月）のもとに、子どもたちの確かな学力や豊かな心など「生きる力」の育成を目指して、国際理解教育、英語教育、特別支援教育、情報教育、職業観を育むためのキャリア教育などに取り組むとともに、平成26年4月には、県内でも3番目となる小中一貫教育校「下総みどり学園」を開校するなど、特色ある教育を推進してきました。

また、国際空港を擁する立地を生かして先進的に取り組んできた英語教育に関しては、本市の児童生徒は英語コミュニケーション能力や関心が高いという成果もみられており、平成32年の東京オリンピック・パラリンピック開催が、子どもたちの目を世界に向ける絶好の機会として、英語教育、国際理解教育のさらなる充実を図っていくことが期待されています。

さらに、市内には公立の高等学校が4校、私立の高等学校が1校あります。また、本市初の大学となる国際医療福祉大学が、平成28年4月に開学することから、高等学校や大学などとのさらなる連携により、様々な教育活動の交流が図られるものと考えます。

この度策定する、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」は、「成田市学校教育長期ビジョン」の成果を受け継ぐとともに、現代の急激な社会情勢の変化に柔軟に対応し、夢の実現に向けてたくましく生きる子どもたちの育成を目指して、学校・家庭・地域社会が連携して、それぞれの学校や地域で創意工夫し、特色ある教育を推進していくための指針として策定するものです。

第2節 計画の位置づけ等

1. 計画の位置づけ

本計画は、教育基本法第17条第2項に基づく「成田市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画（教育振興基本計画）」として策定し、本市の学校教育の現状と課題を踏まえ、今後10年間に、本市が目指す学校教育のあり方について基本的な方向性を示すものです。

2. 計画の対象期間

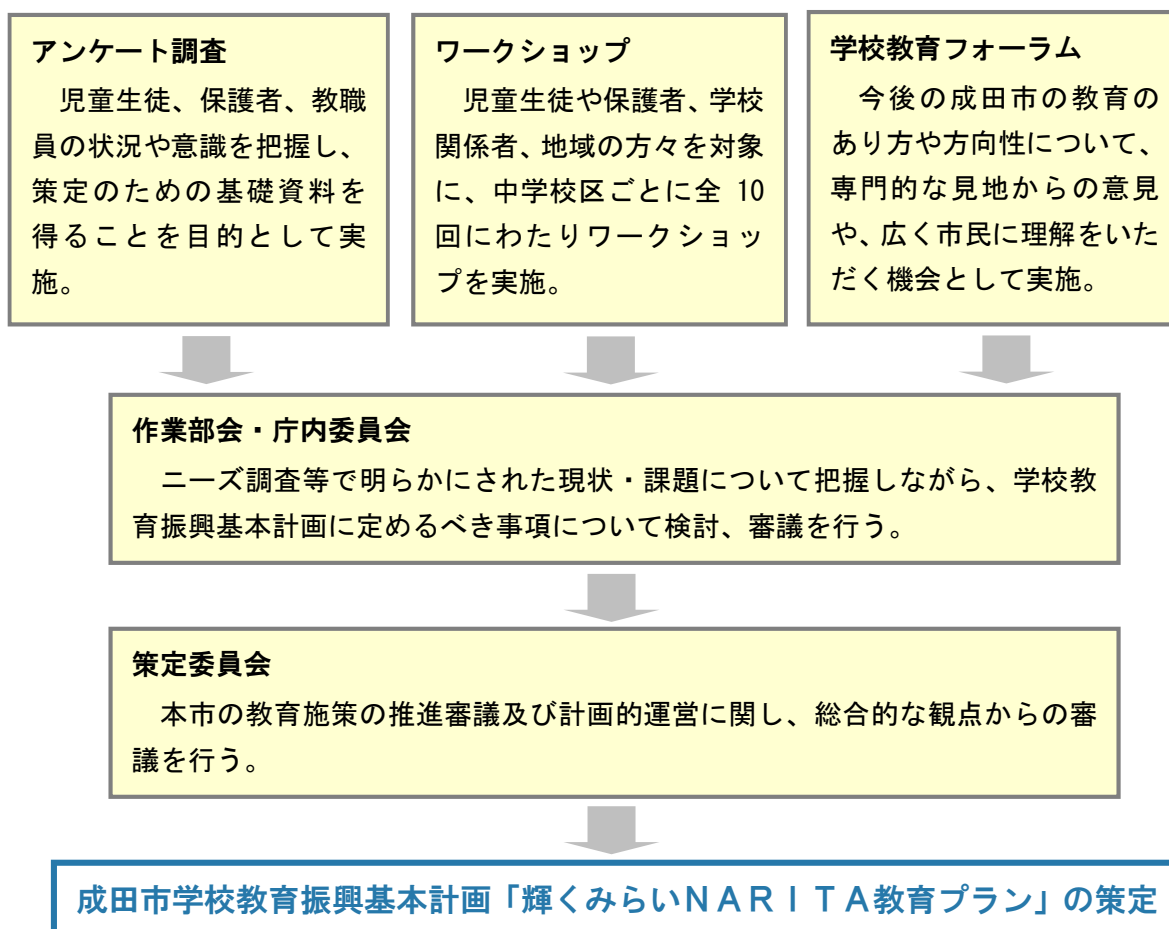
本計画の対象期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とします。

3. 計画の対象分野

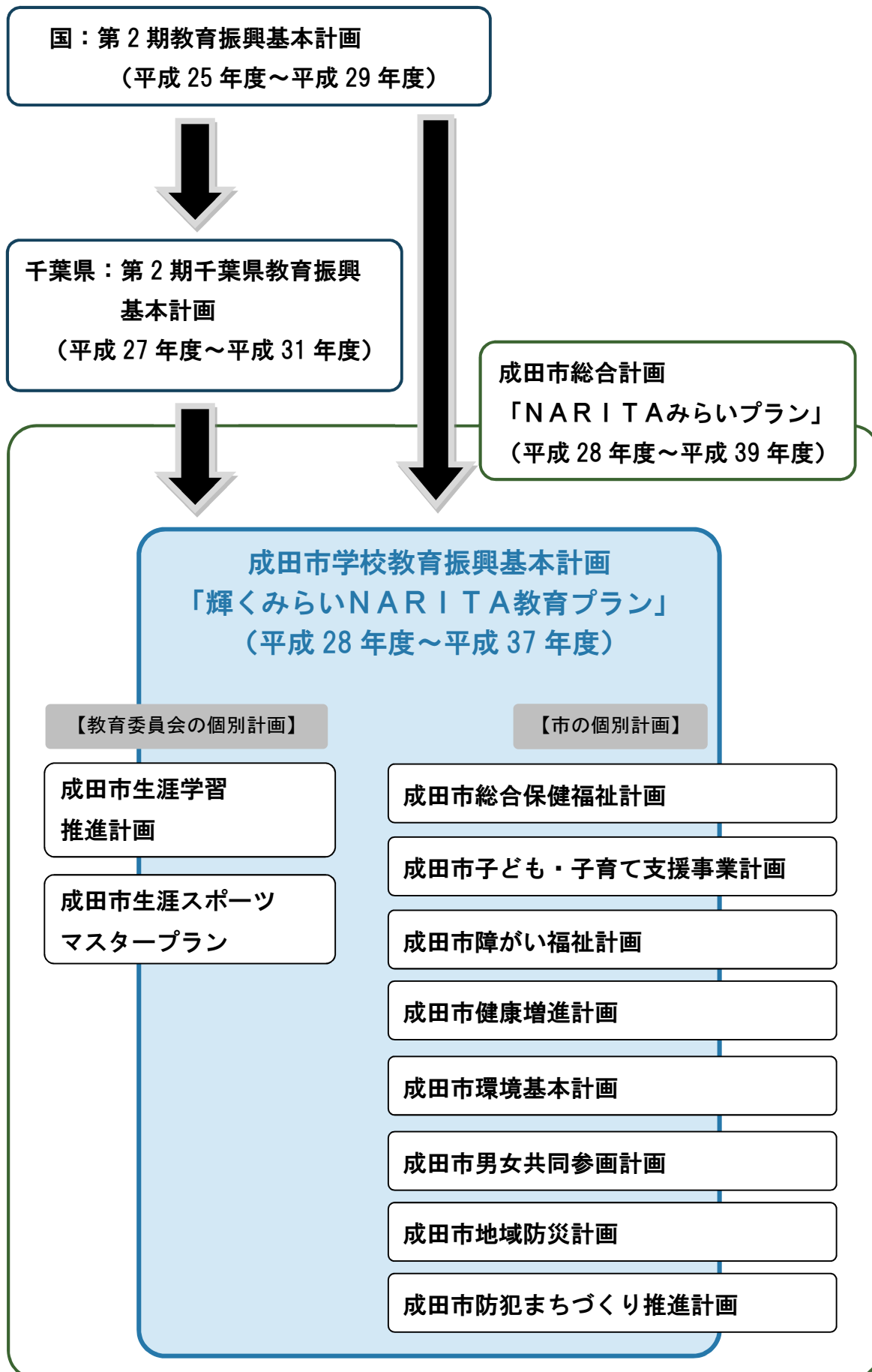
本計画において対象とする分野は、義務教育における学校教育を中心とし、公立幼稚園・公立小中学校における幼児・児童・生徒の教育に関するものとします。なお、学校外で行われる幼児・児童・生徒の教育の支援に関する重要な施策についても、盛り込むものとします。

4. 計画の策定体制

本計画は以下の手法、策定体制により策定しました。



《計画関連図》



第3節 計画策定の考え方

1. 成田市学校教育長期ビジョンの継承

平成13年3月に策定した「成田市学校教育長期ビジョン」では、『ともに学び、遊び、育つまち 成田』を基本理念に、①「成田・学びの力」づくり、②「成田・学びの輪」づくり、③「成田・学びの師」づくり、④「成田・学びの舎」づくり、の4つの基本方針を掲げ、国際性、自然環境、歴史性という市の特性を踏まえた教育を推進してきました。

新たに策定する、成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」は、これまでの取組を引き継ぐとともに、本市の教育における現状と課題、国の「第2期教育振興基本計画」、県の「第2期千葉県教育振興基本計画」を参酌して策定するものです。

2. 成田市総合計画との整合

成田市総合計画「NARITAみらいプラン」における基本構想では、「将来都市像」や学校教育に関する「将来都市像実現に向けた基本方向」及び「基本目標」を次のとおり定めています。

成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」は、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものであるとともに、「NARITAみらいプラン」の「教育」に関する分野を担うものであることから、これを踏まえて策定するものです。

【将来都市像】

「住んでよし 働いてよし 訪れてよしの生涯を完結できる空の港まち なりた」

【将来都市像実現に向けた基本方向】

「地域文化を生かし、未来を担う心豊かな人材を育む（教育・文化）」

【基本目標】

- (1) 心豊かな人を育むまちづくり**
- (2) 学び、文化を育て、スポーツを楽しむまちづくり**
- (3) 国際性豊かなまちづくり**

3. 学習指導要領のねらいの実現

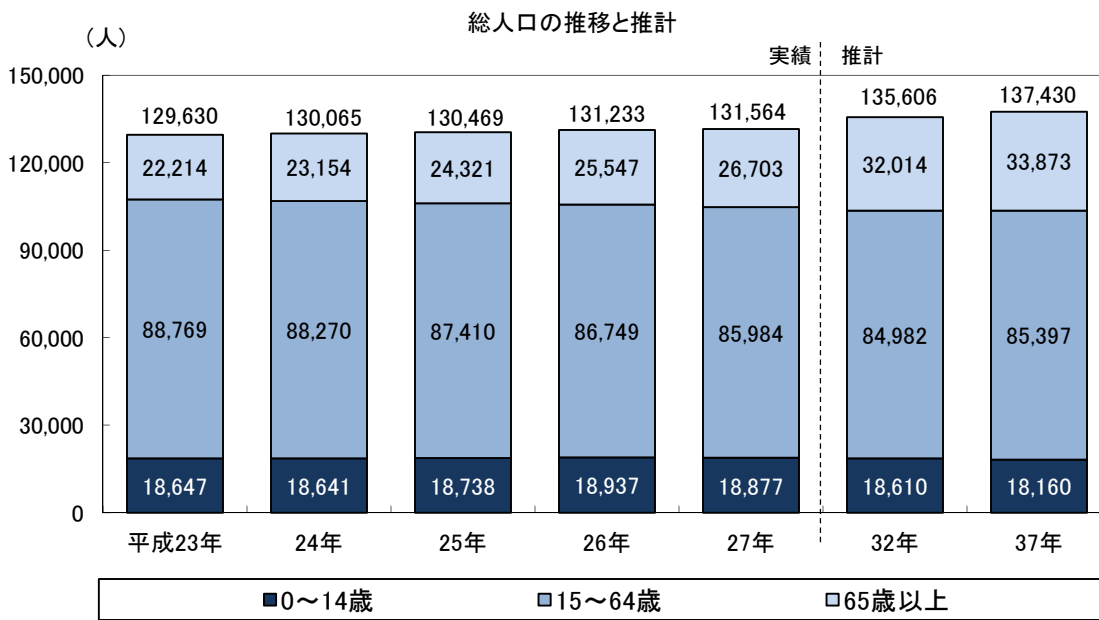
現行学習指導要領では、幼稚園、小中学校の教育課程の編成において、「生きる力の基礎の育成」「生きる力の育成」に努めることが求められています。

成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」の策定においては、学習指導要領のねらいの一層の実現を図っていくものとします。

第4節 市の教育を取り巻く状況

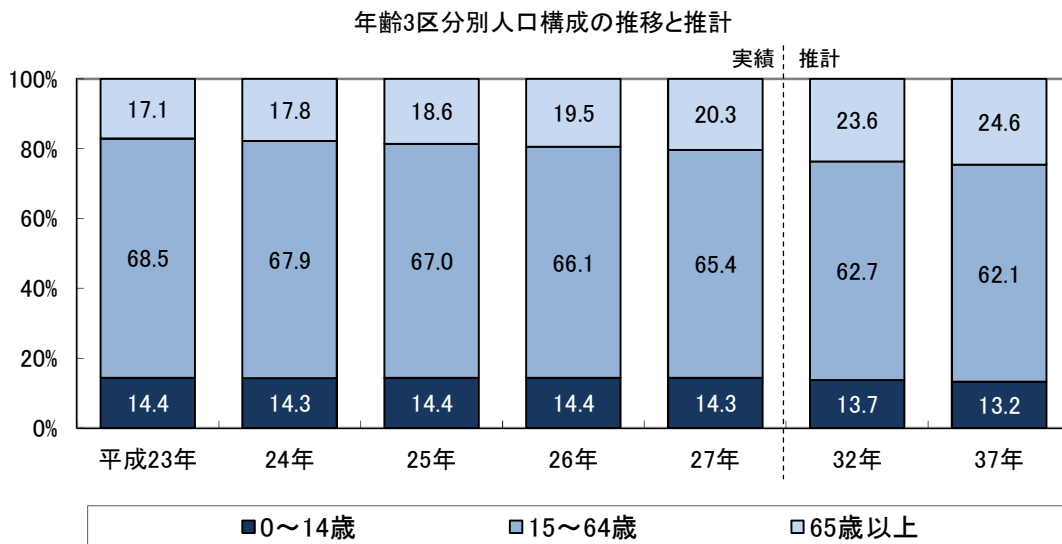
1. 総人口の推移と推計

住民基本台帳による本市の総人口は、平成27年3月末日現在で131,564人となっており、緩やかな増加傾向にあります。年齢3区分別の人口構成で見ると、0～14歳の年少人口は約14%で横ばい、一方65歳以上の高齢者人口割合は20%を超え、平成32年、平成37年にかけてはさらなる少子高齢化の進行が予想されています。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

*平成32年及び平成37年の推計人口は「成田市人口ビジョン」による。

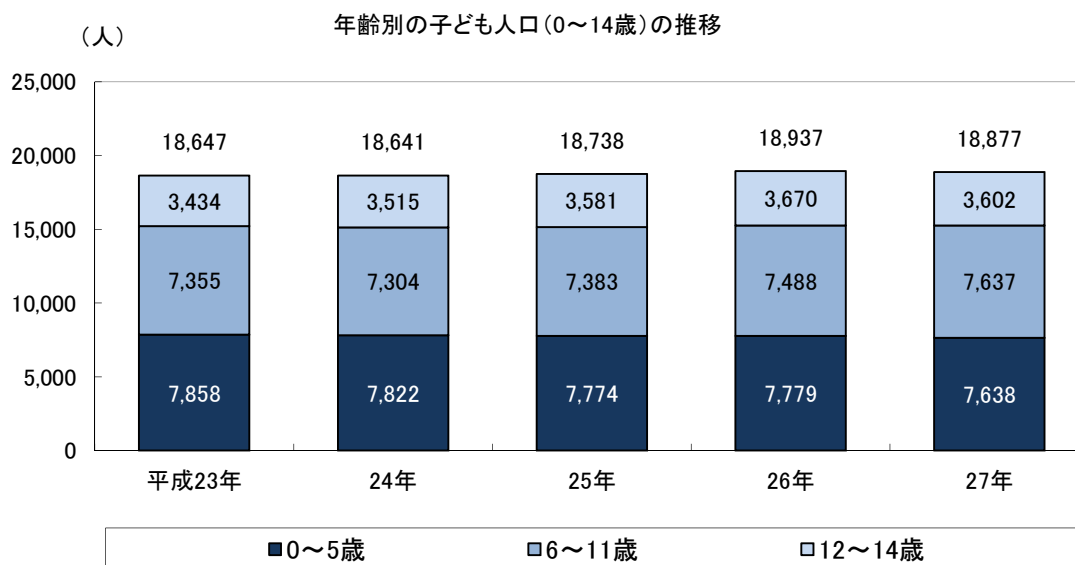


資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

*平成32年及び平成37年の推計割合は「成田市人口ビジョン」による。

2. 子ども人口の推移

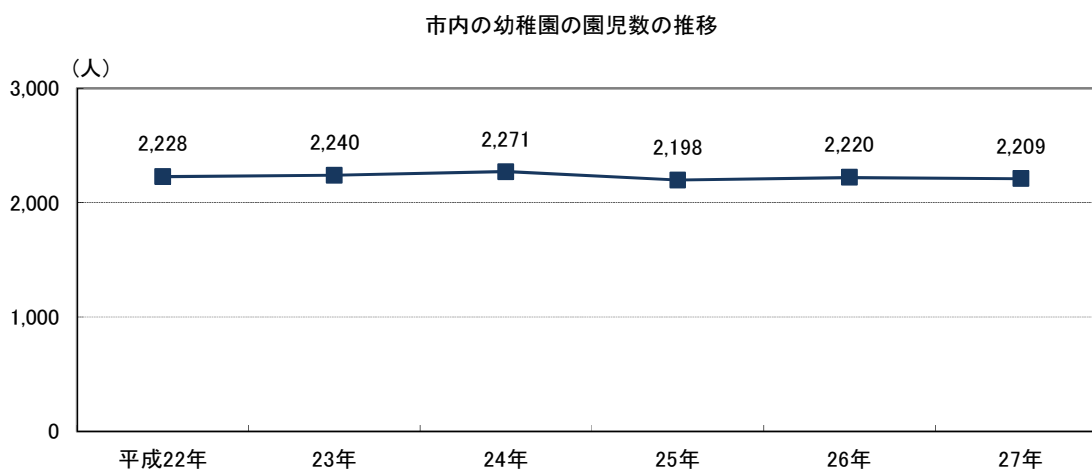
本市の14歳以下の子ども人口は、平成27年3月現在、18,877人でほぼ横ばいで推移しています。しかし0～5歳の年齢層では減少に転じていることから、今後は小・中学校での児童生徒数に影響してくることが予想されます。



資料：住民基本台帳（各年3月31日現在）

3. 幼稚園の状況

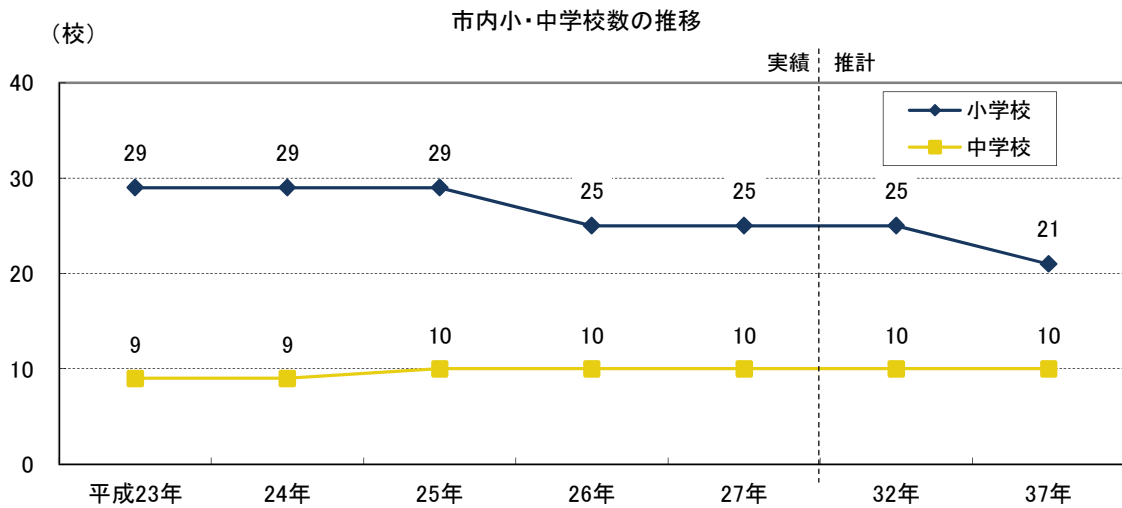
平成27年5月現在における市内の幼稚園数は10園、園児数は2,209人となっており、平成22年以降はほぼ横ばいで推移しています。



資料：健康子ども部保育課（各年5月1日現在）

4. 小・中学校の状況

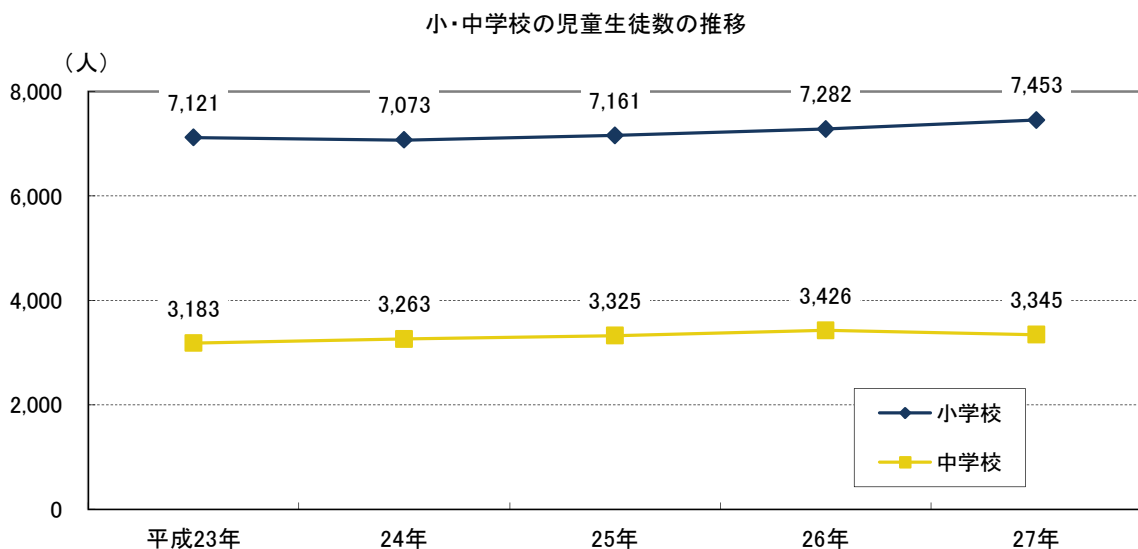
本市の小・中学校数は、小学校については、平成26年に東小学校の閉校及び下総地区の小学校統合により減少し、平成27年現在は25校となっており、中学校については、平成25年に1校増加し、平成27年現在は10校となっています。今後は大栄地区の小学校統合を予定しているため、計画最終年度の平成37年度までには小学校が21校になる予定です。



資料：教育委員会（各年5月1日現在）

5. 小・中学校の児童生徒数

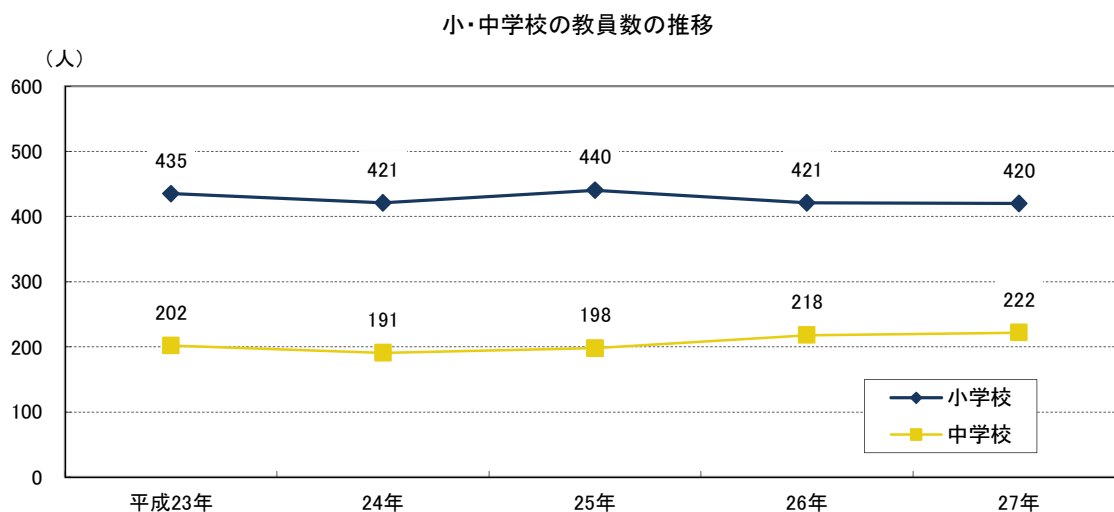
平成27年5月1日現在における本市の小・中学校の児童生徒数は、小学校が7,453人、中学校が3,345人で小学校児童は増加し、中学校生徒はほぼ横ばいで推移しています。



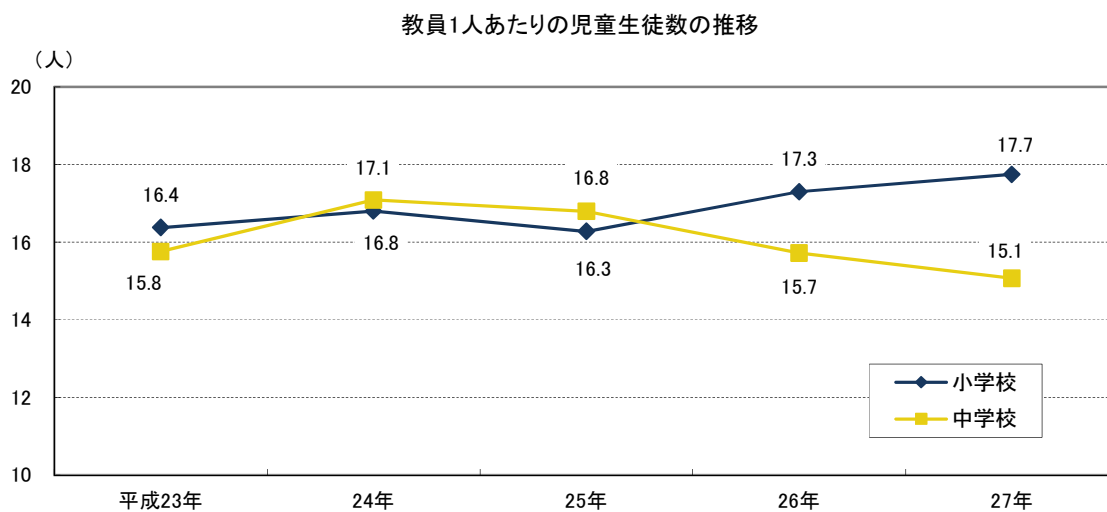
資料：なりたの教育（各年5月1日現在）

6. 小・中学校の教員数

小・中学校の教員数は、平成27年現在、小学校が420人、中学校が222人で、小学校は減少、中学校では増加しています。また、教員1人あたりの児童生徒数は、小学校が17.7人、中学校が15.1人となっています。



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

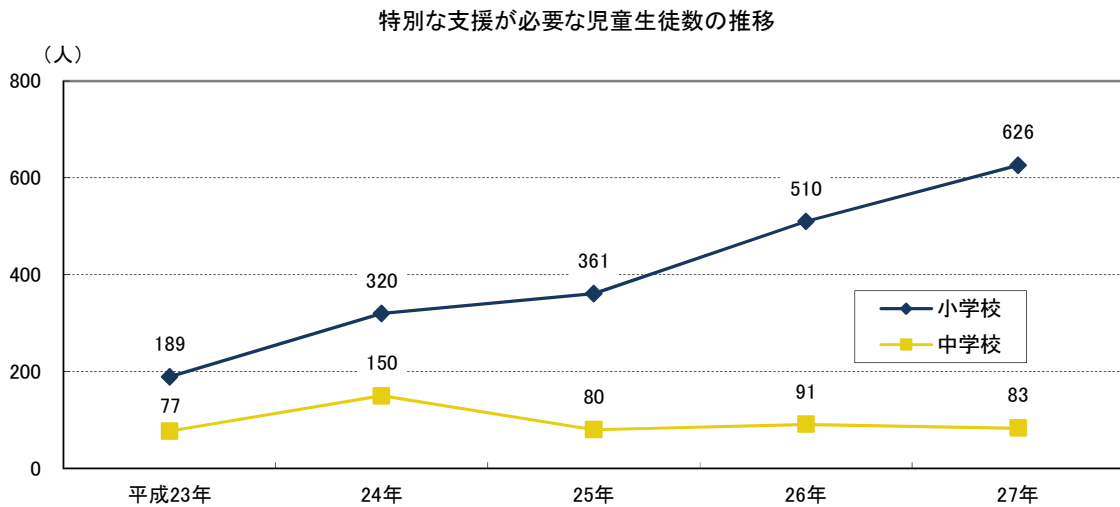


資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

7. 特別な支援が必要な児童生徒数

特別な支援が必要な児童生徒数は、平成27年現在、「診断のある人数」と「疑いのある人数」の合計で、小学校が626人、中学校が83人となっており、近年、小学校での急激な増加が見られます。

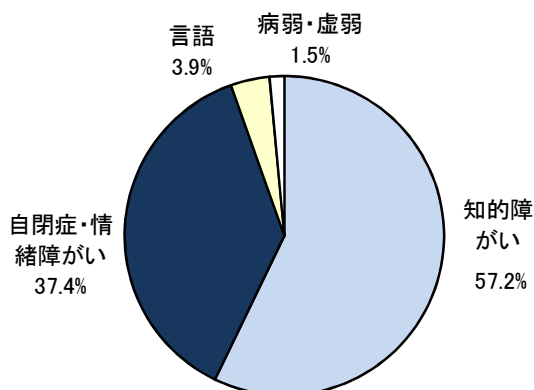
また、特別支援学級在籍者の状況を見ると、小・中学校ともに、「知的障がい」の児童生徒が約6割、「自閉症・情緒障がい」の児童生徒が約4割となっています。



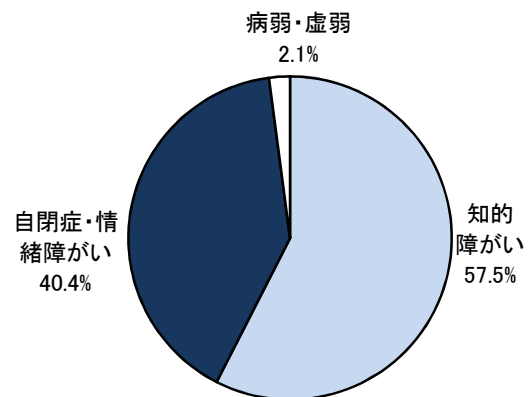
資料：教育委員会

* 実績は「診断のある人数」と「疑いのある人数」の合計
ただし平成23年は「診断のある人数」は未調査

特別支援学級在籍者の状況
(小学校 平成27年)



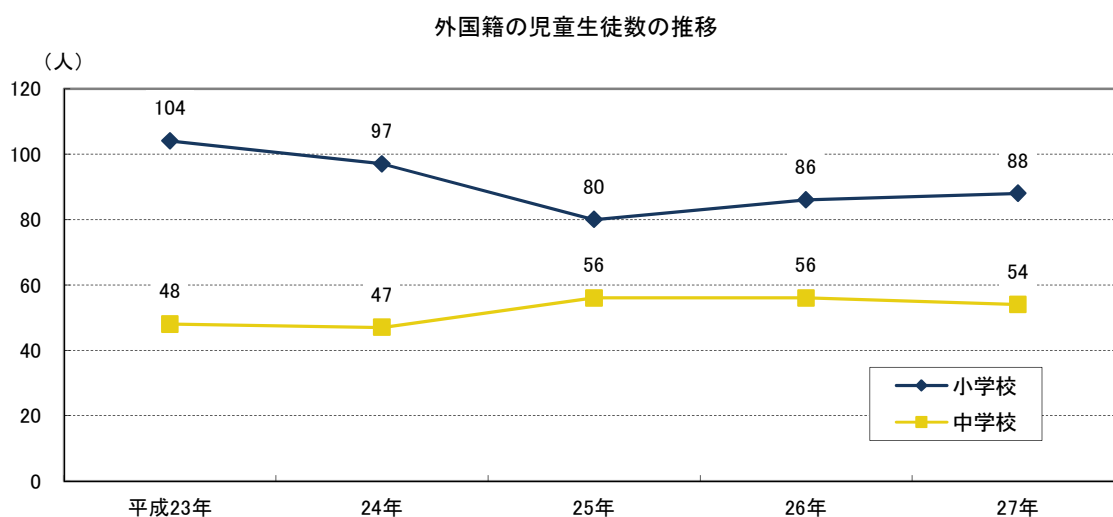
特別支援学級在籍者の状況
(中学校 平成27年)



資料：教育委員会

8. 外国籍の児童生徒数

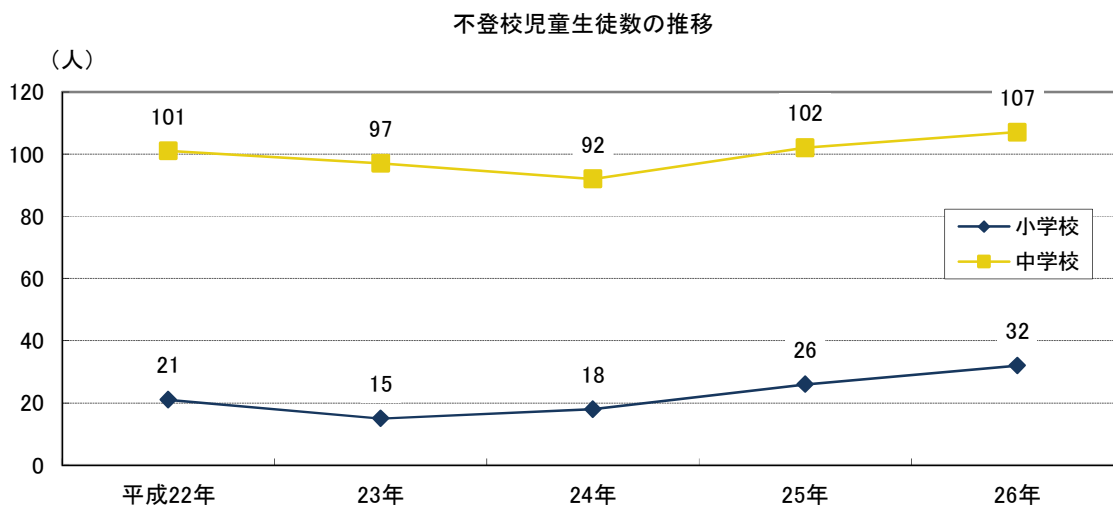
本市の小・中学校に通う外国籍の児童生徒数は、平成 27 年現在、小学校が 88 人、中学校が 54 人で、小学校は一時減少した後、平成 26 年以降に増加傾向にあり、中学校は平成 25 年以降ほぼ横ばいで推移しています。



資料：教育委員会（各年 5 月 1 日現在）

9. 不登校の児童生徒数

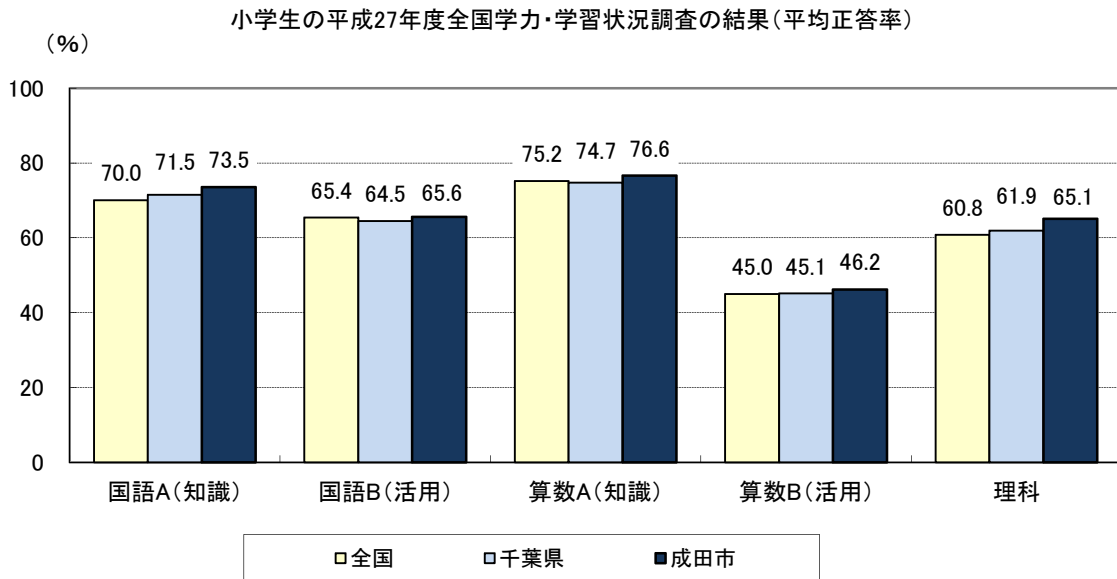
小・中学校における不登校の児童生徒数は、平成 26 年現在、小学校が 32 人、中学校が 107 人となっており、小学校は一時減少した後、平成 24 年以降に増加、中学校も平成 25 年以降増加の傾向にあります。



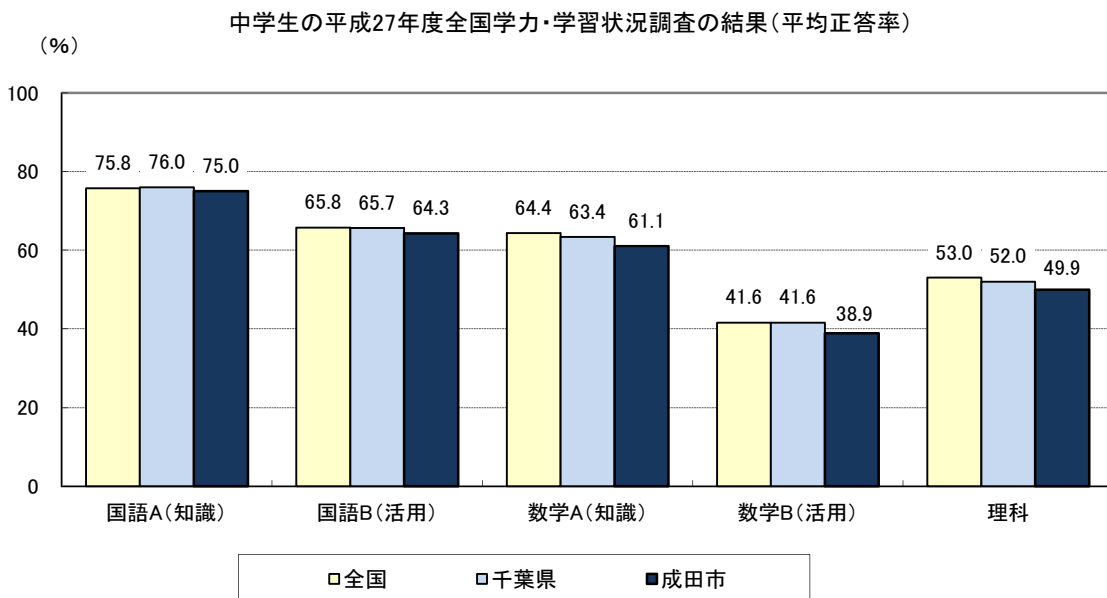
資料：教育委員会

10. 学力の状況

平成27年度の全国学力・学習状況調査の結果における平均正答率では、小学校児童の成績は、どの教科においても全国及び県の平均を上回っています。一方、中学校生徒の成績に関しては、どの教科においても全国及び県の平均を若干下回る結果となっています。



資料：平成27年度 全国学力・学習状況調査結果



資料：平成27年度 全国学力・学習状況調査結果

第2章 計画の基本理念・目標

第1節 計画の基本理念

成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」においては、子どもたちの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育みながら個々の能力を伸ばし、将来に夢と希望を持って自分の進むべき道を切り拓く力を育むため、

子どもの多様な個性

能力を伸ばし

未来をひらく力を育む

を基本理念に定め、社会が大きく変化する中で、子どもたちが将来、自立した個人として未来を切り拓き、豊かな人生を送ることができるよう、個々の多様な特性や能力を生かした教育を推進します。



第2節 計画の基本目標

計画の基本理念を実現し、具体化していくために、次の6つの基本目標を定めて、施策の推進を図るものとします。

基本目標1

社会を生き抜く力を育む

基本目標2

伝統・文化の理解と国際性を育む

基本目標3

豊かな心・道徳性・規範意識を育む

基本目標4

よりよい学校教育環境づくりを進める

基本目標5

様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

基本目標6

社会の変化に対応した教育を推進する

基本目標1 社会を生き抜く力を育む

社会が大きく変化する中で、子どもたちが自立した個人として人生を切り拓き、たくましく社会を生き抜く力を育みます。そのため、特色ある学校づくりや特色ある教育課程の編成を推進し、基礎学力を重視した学習指導を充実します。

アンケート調査によっても多くの教職員が日頃から「学習意欲を高める」ことや「教科の学力をのばす」学習に取り組んでおり、これらを一層推進することで、子どもたちに自ら積極的に学び続ける態度を育成します。また、幼児期からの子どもの健康・体力づくりの充実、幼稚園から小学校への円滑な接続に向けた就学前教育の充実を図ります。

基本目標2 伝統・文化の理解と国際性を育む

地域の伝統・文化や歴史について子どもたちの理解を深めながら、英語力の育成と、多様な文化や価値観を受け入れ、グローバル化に対応できる資質の育成を図ります。

保護者へのアンケート調査において、本市の学校教育で今後力を入れていくことが望ましいこととして「英語教育や国際理解等を重視した教育」が最も多くなっており、英語教育の中でも「英語によるコミュニケーション能力を育成すること」が求められています。このようなことから、国際空港を擁する成田ならではの取組を推進し、コミュニケーション能力の向上のための英語教育を充実します。

基本目標3 豊かな心・道徳性・規範意識を育む

子どもたちを取り巻く環境の変化、家庭や地域社会の教育力の低下、実体験の不足などを背景として、子どもたちの生命尊重の心や自尊感情、規範意識の低下が懸念されています。

アンケート調査においても、今後、本市が力を入れるべき教育として保護者からの期待が高く、教職員も重要だと考え日頃から力を入れて取り組んでいる「心を育む教育や道徳教育」、保護者が教科の授業以外で先生に期待することとして「他人への思いやりの心、命の大切さ」や「礼儀、ルール、マナー」を教えることについては、家庭、地域と連携した取組を推進します。また、子どもたちが豊かな感性を育むことができるよう、読書活動や自然体験活動などの取組を充実します。

基本目標4 よりよい学校教育環境づくりを進める

教職員の多忙さや負担の軽減を図るとともに、小中一貫教育の取組や学校規模の適正化等を通じて、教職員と児童生徒の双方にとってよりよい学校教育環境づくりを推進します。教職員の負担軽減については、教育委員会と学校とが互いに協力し、多忙要因の分析を進め、多忙化防止の取組を推進します。

また、「学び続ける教員像の確立」が求められる中、教職員が教職生活の各段階を通じて、資質向上を図ることを目的とした研修や、アンケート調査によっても重要とされた「教科・科目、特別支援教育に関する研修」「生徒指導に関する研修」など教職員のニーズに対応した研修の充実を図ります。

基本目標5 様々な困難を抱えた子どもたちへの支援を充実する

経済雇用環境などの変化により、経済的・社会的に様々な困難を抱えている生活困窮等の状態にある児童生徒の学習機会の充実を図るため、「学びのセーフティネット」の構築を図ります。

また、近年増加傾向にある発達障がいなど特別な支援を必要とする子どもたちについては、一人一人の教育的ニーズに応じた多様な学びの場（通常学級や通級指導教室、特別支援学級など）の充実を図ります。さらに市内に在住する外国人の多い本市の特徴から、今後も増加が予想される日本語指導が必要な外国籍等の子どもたちへの支援の充実、いじめ・不登校の児童生徒や保護者への相談・支援の体制を充実するなど、様々な困難を抱えた子どもたちが安心して学ぶことができる学校環境の整備を推進します。

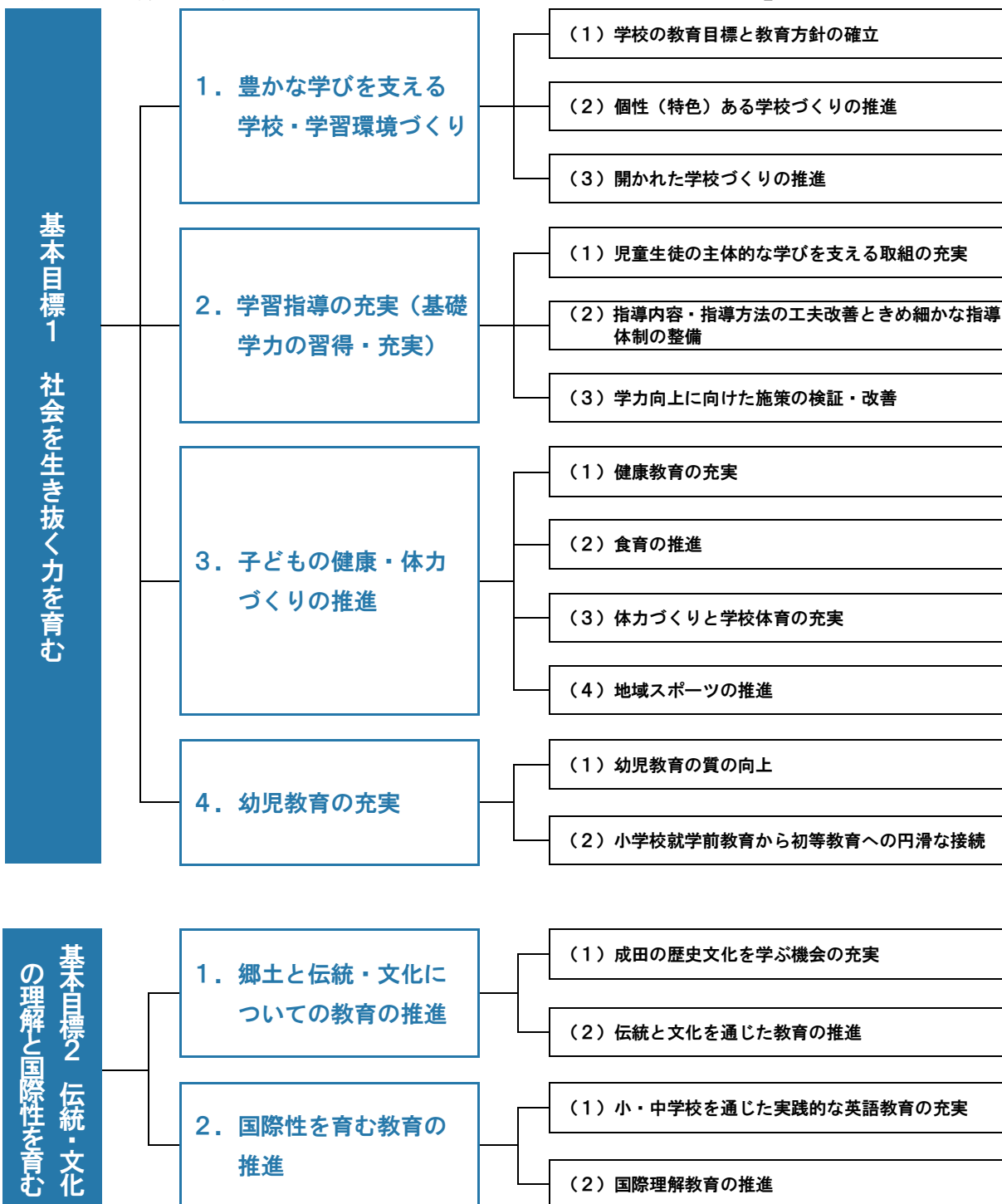
基本目標6 社会の変化に対応した教育を推進する

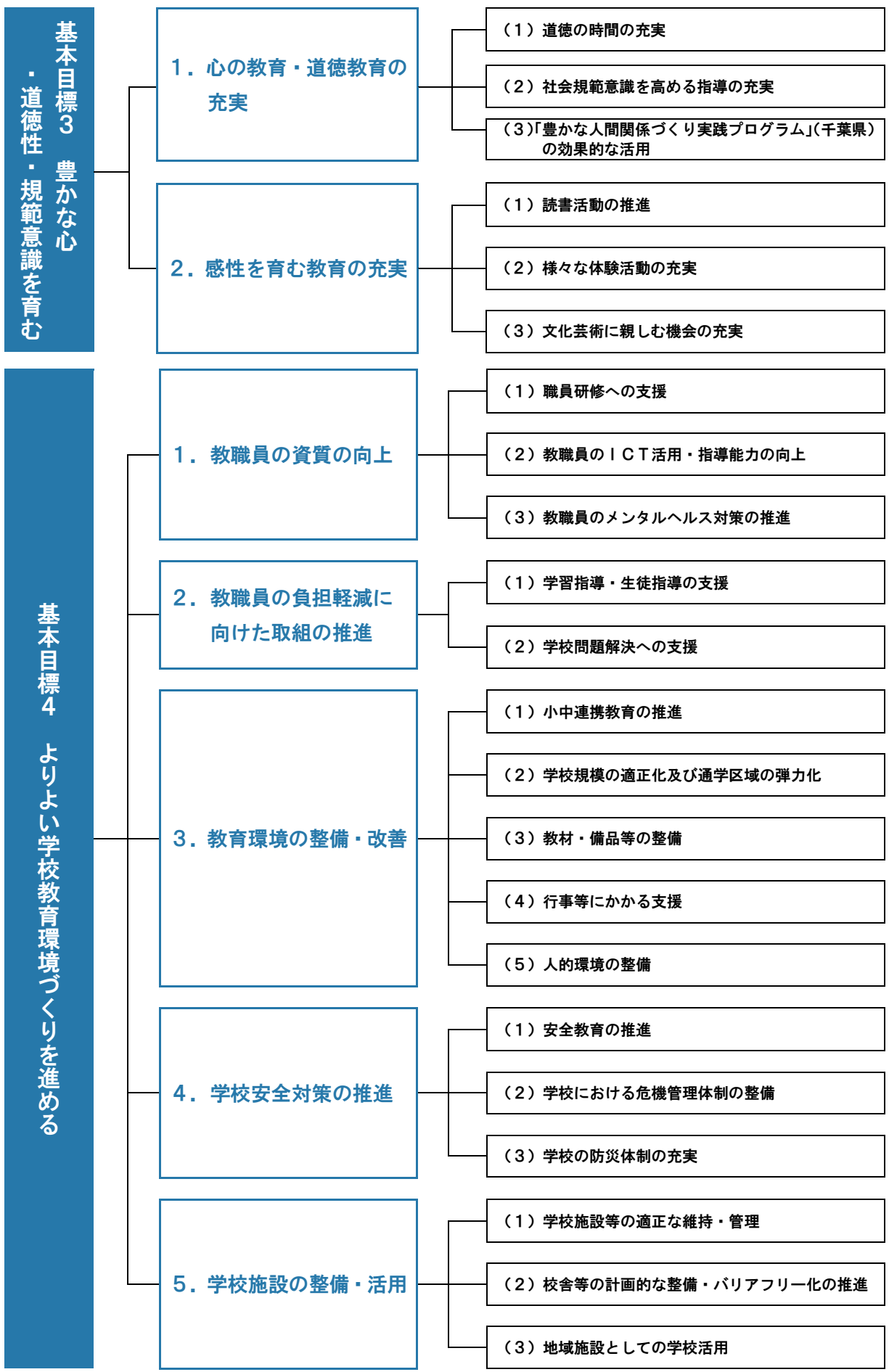
子どもたちが社会の変化に対応し、将来において社会的に自立して生きていくことができるよう情報教育やキャリア教育などの充実を図るとともに、子どもたちが学校教育内外の多様な環境から学び、社会性やコミュニケーション能力を育むことができるよう、絆づくりと活力あるコミュニティの形成に向けた学習環境・協働体制の整備を推進します。

アンケート調査からは、保護者の学校活動（PTAや学校行事等）への参加意向が高まっていることがうかがえることから、さらに保護者や地域住民が学校活動に参加、参画する機会を拡大するなど、学校・家庭・地域が連携して一体となった教育を推進し、家庭教育力や地域教育力の向上を目指します。

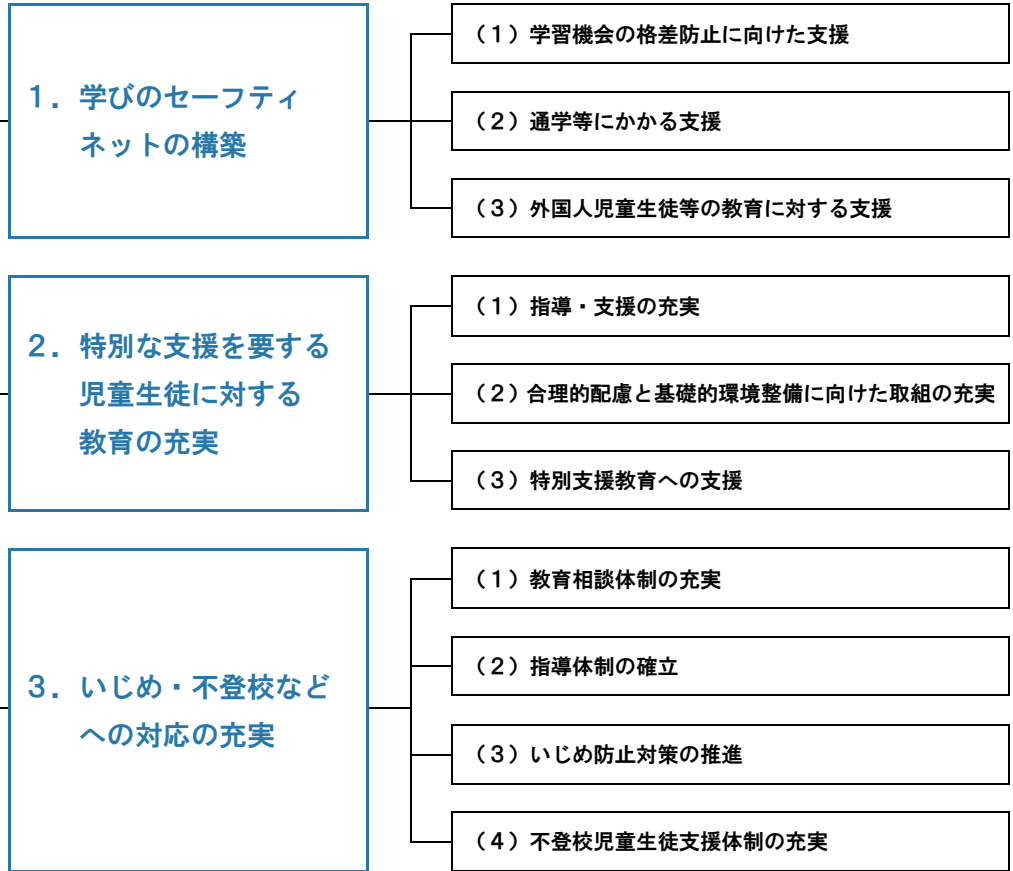
第3節 施策の体系

〈成田市学校教育振興基本計画「輝くみらいNARITA教育プラン」体系図〉

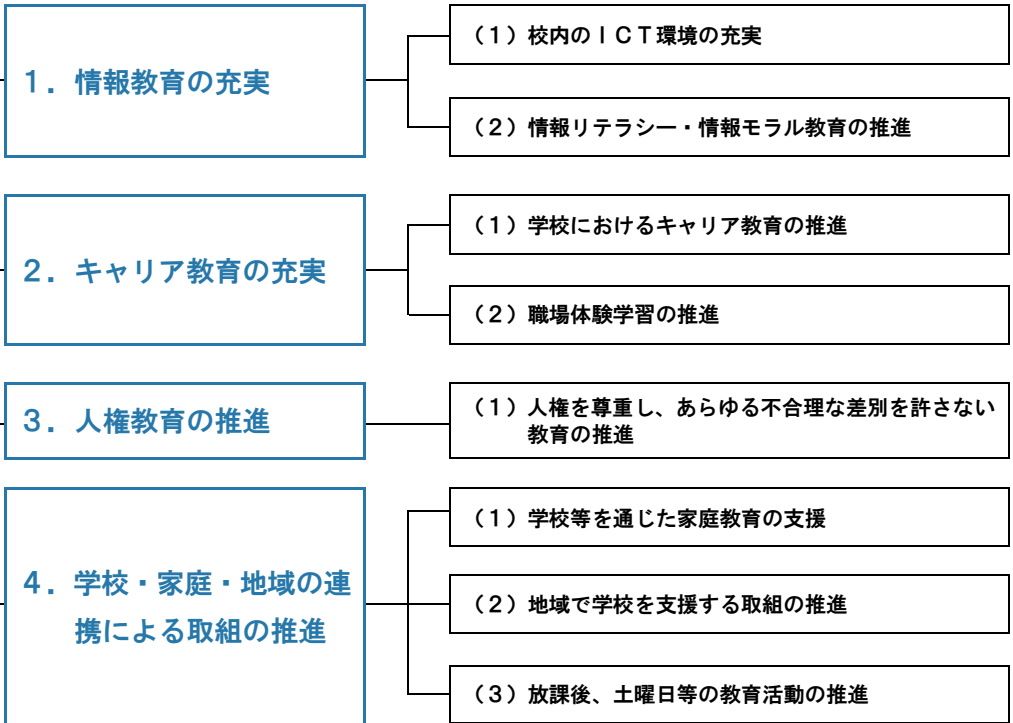




基本目標5
様々な困難を抱えた子どもたちへの
支援を充実する



基本目標6
社会の変化に対応した
教育を推進する



第3章 基本計画

基本目標1 社会を生き抜く力を育む

1. 豊かな学びを支える学校・学習環境づくり

【現状と課題】

- 保護者・地域住民から学校運営についての関心が高まり、平成26年度に実施した成田市学校教育に関するアンケート調査（以下、「平成26年度アンケート」という。）の結果でも、保護者の学校教育への積極的な参加を希望する割合も増え、また教職員による保護者の積極的な参加を望む割合も大きくなっています。
- 各学校では、様々な専門的知識・技能を有する講師を招き、児童生徒の興味関心を高める取組を推進していますが、今後も、校長のリーダーシップのもとに各学校の自主性・自律性を高め、それぞれの地域の特性を生かしながら、児童生徒の個性・才能を伸ばす特色ある学校づくりを推進していく必要があります。
- 「成田市学校評議員に関する規則」に基づき学校評議員（平成27年度169人）を委嘱し、学校経営方針の確認、教育活動の観察等を通して学校評議員の意見を積極的に取り入れています。学校評議員の意見を学校経営に生かした事例についての情報提供の推進と保護者など学校関係者による評価の公表に努め、各学校の特色ある教育活動や教育課題について意見交換を行うとともに、保護者や地域の人々と連携した取組が成田らしさや地域づくりにつながっていくよう、地域に開かれた学校づくりを推進していく必要があります。
- 教育委員会については、平成27年4月に施行された改正「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」により制度の見直しが行われ、教育委員会の責任体制の明確化が図られるとともに、新たに首長と教育委員会が教育政策について協議を行う総合教育会議^{※1}が設置されました。今後は市長と教育委員会が連携し、より効果的な教育行政を目指していくこととなります。

【基本方針】

- 各学校において、それぞれの教育理念や教育方針、児童生徒や地域の状況に応じた学校運営を行います。
- 校長のリーダーシップのもとに自主性・自律性を高め、児童生徒の個性・才能を伸ばす特色ある学校づくりを推進します。
- 学校評議員の活用を図るとともに、家庭や地域住民の参加と協力を得ながら、地域に開かれた学校づくりを推進します。

※1 総合教育会議は、市長と教育委員会で構成され、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策についての大綱の策定、教育を行うための諸条件の整備等の重点的に講ずべき施策及び児童・生徒等の生命又は身体の保護等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議・調整を行う。

【施策・事業の展開】

(1) 学校の教育目標と教育方針の確立

- 教育委員会会議の円滑な運営を図ります。
- 校長会、教頭会は各種研修会や視察等に参加し、管理職としての資質向上に努め、教育委員会は、校長会・教頭会の運営への支援を行います。

(2) 個性（特色）ある学校づくりの推進

- 校長のリーダーシップのもと、各学校が創意工夫しながら予算を柔軟に活用し、児童生徒へのより有効な還元に努めながら、児童生徒の豊かな活動の推進を図ります。

(3) 開かれた学校づくりの推進

- 学校評議員を通じて保護者や地域住民の意向の把握と反映に努め、その協力を得ながら、地域に開かれた学校づくりを一層推進します。
- 本市における教育、学術または文化の振興に関して、特に功績の顕著であった個人・団体への表彰を行います。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
特色ある学校づくり事業	特色ある学校づくりのための研修や環境整備などの事業数	事業	182	164	165	165	155
学校評議員設置事業	学校評議員委嘱人数	人	194	170	170	170	145
	学校評議員会議開催回数	回	114	105	105	105	87
教育表彰事業	表彰件数	件	30	32	36	36	36

2. 学習指導の充実（基礎学力の習得・充実）

【現状と課題】

- 知識情報社会が進展していく中で、子どもたちに基礎・基本を身に付けさせ、確かな学力の定着と一層の向上を図ることは生きる力を育てていくための基盤となるものです。
- 本市では、少人数学習を推進し、多人数学級のある学校に対しては学校サポート教員^{※2}を配置して一人一人を大切にされた指導を行っています。また、教材作成、個別指導など、学校それぞれの状況に応じた工夫を行い、基礎的な知識・能力が身に付くように取り組んでいます。今後は、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学習を通じて子どもたちに自ら考えさせる、いわゆるアクティブラーニングなど新たな手法についても、実施のあり方について検討していく必要があります。
- 「平成 26 年度アンケート」では、学習塾に通っている中学生が減少傾向にあり、また本計画策定のために平成 27 年度に中学校区ごとに実施したワークショップ（以下、「平成 27 年度ワークショップ」という。）では、市内で学習機会や学力に格差があるとの意見が多く挙げられていることから、基礎学力の定着に向け、学校教育のさらなる充実を図っていく必要があります。
- 小中学生を対象とした学力・学習状況調査については、児童生徒の学習内容の理解状況を客観的に把握し、教師の学習指導の評価と今後の指導の改善に向けた資料として今後も実施していく必要があります。

【基本方針】

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に向けて、児童生徒が主体的に学び、学習習慣の定着が図れるような取組を推進します。
- 少人数学習により一人一人に応じたきめ細かな教育を推進するとともに、アクティブラーニングなど新たな手法による学習指導について研究を行います。
- 児童生徒一人一人の学習状況を客観的に把握するため学力・学習状況調査を実施するとともに、その調査結果を教育委員会及び各学校で分析して改善策を策定し、学習指導の充実を図ります。

※2 平成 28 年度から「少人数学習推進教員」を「学校サポート教員」と名称変更する。少人数学習指導をはじめ、ティームティーチングや個別支援、生徒指導、授業準備など行うことで学校の教育活動をサポートし、子どもたちの個性を生かす教育の推進を図る。

【施策・事業の展開】

(1) 児童生徒の主体的な学びを支える取組の充実

- 基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得に向けて、児童生徒が主体的に学び、授業で行ったことの振り返り学習を自主的に行えるよう学習習慣の定着に向けた取組を推進します。また、中学校区ごとに共通実践課題の有効な実践に向けて連携を図ります。

(2) 指導内容・指導方法の工夫改善ときめ細かな指導体制の整備

- アクティブラーニングなど、児童生徒が自らの学習上の課題を正確に把握し、目標を立て、その達成に向けて努力するための効果的な学習方法や生活習慣を身に付ける取組を推進します。
- 児童生徒の個性を伸長するため学校サポート教員を配置し、児童生徒一人一人の能力を最大限に引き出すきめ細かな教育を推進します。

(3) 学力向上に向けた施策の検証・改善

- 児童生徒一人一人の学習内容の理解状況を客観的に把握し、具体的な学力向上策を検討していく資料として学力・学習状況調査を実施し、調査結果をもとに各学校での具体的な学力向上や教員の授業力向上を目指した取組を推進します。
- 児童生徒の思考力、判断力、表現力等を育むため、児童生徒が「わかる」を実感できる授業づくりに向けた取組を推進します。
- 学習指導案や教材・資料など、児童生徒の学習指導に役立つ情報を教職員が共有化する仕組みを構築し、これを効果的に活用して学習指導を充実します。
- 学力向上に成果を上げている学校の学習規律や学習習慣の確立を図る実践事例を取材し、各小中学校で共有できるようなリーフレットを作成・配布し、学力向上への取組を推進します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
学習習慣の定着に向けた取組の推進	教務主任等を対象とした研修会の実施	回	0	0	1	1	1
アクティブラーニングの推進	研修会	回	0	0	1	1	1
	校内研修会	回	0	0	2	2	2
学校の授業がわかる(「よくわかる」「だいたいよくわかる」と回答した児童生徒の割合*)	小学生	%		89.8	90.0	91.0	93.0
	中学生	%		76.8	77.0	78.0	80.0

*平成26年度アンケート調査による。

3. 子どもの健康・体力づくりの推進

【現状と課題】

- 子どもを取り巻く生活環境の変化に伴い、朝食の欠食や肥満・痩身傾向、生活習慣病の若年化など、食生活の乱れ、夜型の生活傾向による子どもたちの健康問題への影響が懸念されています。また、子どもの基礎体力が低下し、運動やスポーツに積極的に取り組む子とそうでない子との二極化傾向が指摘されています。
- 平成 27 年度に実施した「学校教育フォーラム」においても、介護状態等にならずに健康な日常生活を送ることができる期間を指す「健康寿命」の考え方について、子どもの頃からの意識付け・啓発を進め、健康寿命延伸のため、規則正しい生活リズムや運動などを習慣づけることの大切さについて、意見が出されました。
- 「平成 26 年度アンケート」における健康の重要性についての中学生の意識は高く、望ましい生活習慣の実践、心の健康の保持・増進、喫煙・飲酒・薬物乱用防止等健康教育の充実をより一層図っていく必要があります。
- 本市では、児童生徒の健康の保持・増進のために健康推進教員を配置し、きめ細かな対応を図っています。また、学校保健安全法^{※3}に基づき、児童生徒等及び教職員の健康診断を実施していますが、法改正により平成 28 年度からは、内科検診の際に新たに運動器検診を実施することになります。
- 学校給食では、栄養バランスを考慮しながら、充実した内容の給食を提供することに努めていますが、今後、施設について親子方式^{※4}を進めて行く中で、給食の質、アレルギー食対応など、よりきめ細かい対応を進めていく必要があります。また、子どもたちが生涯にわたって健康な生活が送れるよう、学校と地域が連携して食育に取り組んでいく必要があります。
- 子どもの体力づくりに関しては、小中学校の運動部活動の活性化及び指導者相互の交流を進めるため、(一社)成田市体育協会との連携で、指導者を小中学校に派遣しています。「平成 27 年度ワークショップ」では、部活動について、地域の人材を活用することや、設置していない部活は別の中学校と合同で実施することなどの要望が見られます。
- 中学校では、平成 24 年度より 1・2 年生で武道とダンスが必修となったことに伴い、教員の指導力のさらなる向上を図っていく必要があります。
- 地域では、スポーツ団体育成事業を通じて、幅広い年代、レベルに応じた大会、教室、講習会などスポーツ活動への機会を提供しています。今後も総合型地域スポーツクラブ^{※5}の育成等による地域スポーツの振興を図っていく必要があります。

※³ 学校における児童生徒等及び職員の健康の保持・増進を図るための法律。

※⁴ 調理場を持つ自校方式の学校が、調理場を持たない学校の給食調理も行う形態。調理場を持つ方が「親」、調理場を持たない方が「子」となる。

※⁵ 多世代・他種目・他志向という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

【基本方針】

- 成長期にある児童生徒の心身の健全な発達及び学習能率の向上につながるよう、児童生徒の健康保持・増進を図ります。
- 学校給食の食事内容の充実と、健康教育の一環として給食指導の確立を図るとともに、学校給食施設について親子方式での整備を推進します。
- 児童生徒が自ら進んで体力の向上を目指した体育的諸活動の充実を推進し、体育の指導の充実や指導力の向上を図ります。
- 市民が主体となってスポーツ活動を支えるスポーツリーダーバンク制度や総合型地域スポーツクラブを推進し、地域スポーツの振興を図ります。

【施策・事業の展開】

（１）健康教育の充実

- 児童生徒等及び教職員の健康増進のため、学校保健安全法に基づき定期的に健康診断を行います。
- 児童生徒が快適な学校生活を送るに適した環境を維持するため、環境衛生検査（プール水水質検査、ダニ・アレルゲン検査、照度検査、ホルムアルデヒド・二酸化炭素検査ほか）を実施します。
- 郡・市の学校保健会に対し支援を行い、児童生徒及び教職員の健康増進のため、学校保健に関する調査研究ならびに普及発展を図ります。
- 児童生徒の基本的な生活習慣の定着に向け「早寝・早起き・朝ごはん」運動を推進します。

（２）食育の推進

- 健康教育の一環として給食指導の確立を図るとともに、地場産の食材を積極的に活用するなど、学校給食の食事内容の充実を図ります。
- 学校給食施設について親子方式での整備を推進し、アレルギーに対応した、温かい給食を提供するとともに、栄養指導や地産地消など学校給食を生きた教材として効果的な食育の推進に努めます。

コラム：【取り組み紹介】 ～美郷台小学校～

美郷台小学校では、体育科の授業を充実させるとともに、30分間の昼休みの中で、外遊びを奨励し、体力の向上を図っています。また、週に1回ロング昼休みを設け、児童が思いっきり遊ぶ時間を設けています。地域の田を借りての米づくり体験や福祉体験、昔遊び活動で、地域の方々との交流を深めています。



(3) 体力づくりと学校体育の充実

- 学校体育における水泳指導員の確保に努め、講師を派遣して指導の充実を図るとともに、小中学生を対象としたスポーツ大会の開催、協力等により、児童生徒の体力の向上を図ります。
- 成田スポーツフェスティバル及び子どもから高齢者までを対象としたスポーツ教室・大会を開催し、生涯スポーツの振興を図ります。
- 市民の幅広いスポーツ・レクリエーション活動への参加機会の拡大を目指し、各種事業の中心的活動を担うスポーツ団体の育成・強化を図ります。

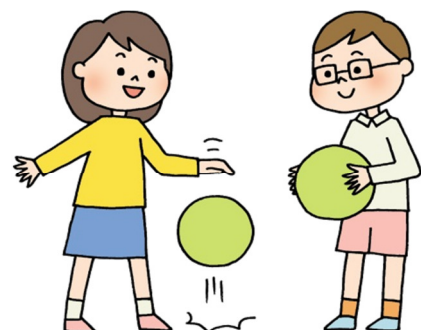
(4) 地域スポーツの推進

- スポーツの指導やイベントの手伝い、組織の運営などスポーツボランティア活動を希望する市民が活躍できる場を提供し、市民が主体となってスポーツ活動を支えるシステムとして、スポーツリーダーバンク制度の充実を図ります。
- 子どもから高齢者まで、スポーツを行う目的やレベルに応じていろいろな種目に参加できる、地域に密着した総合型地域スポーツクラブの育成を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
学校給食施設整備事業	親子方式による給食施設整備箇所	箇所	1	2	4	5	7
スポーツ団体育成事業	主催大会参加者数	人	51,644	49,100	52,000	54,000	54,500
	スポーツリーダーバンク登録者数	人	31	36	37	38	38
	市内総合型地域スポーツクラブ数	団体	0	0	1	2	2
毎日朝ご飯を食べている児童生徒の割合*	小学生	%		84.0	85.0	86.0	88.0
	中学生	%		76.8	78.0	80.0	83.0

*平成26年度アンケート調査による。



4. 幼児教育の充実

【現状と課題】

- 家庭や幼児を取り巻く状況が変化する中、幼児教育を望む保護者は多く、幼稚園の園児数はほぼ横ばいで推移していますが、支援の必要な園児や、基本的な生活習慣が身につけていない園児への対応が課題となっています。
- 幼保小連携の効果を上げるため、生活科や総合的な学習の時間等に相互交流を位置づけ、幼児教育研修会、運動会・卒園式等に小学校の先生を招待したり、小学校の1日体験入学に幼稚園職員が同行するなどの連携を行っています。幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、引き続き児童と園児、保護者、教職員の相互交流の促進を図っていく必要があります。
- 公立幼稚園が1園ということもあり、支援の必要な園児への対応が今後さらに増加すると予想されますが、そのための研修を充実していく必要があります。
- 園舎について、竣工後約20年経過し、修繕箇所が多発している現状があるため、大規模改修工事の取組を検討していく必要があります。

【基本方針】

- 園児や保護者の多様化するニーズに対応できるよう、職員全体の資質向上に努めるとともに、幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、幼保小連携の取組を促進します。
- 関係機関と連携し、安心して子育てに臨める相談体制を構築するとともに、相談体制について周知を図ります。

コラム：【取組み紹介】 ～大栄幼稚園～

大栄幼稚園では、園周辺の地域を利用し、緑豊かな自然との触れ合いを大切にされた保育を実施しています。「たくましく心豊かに生きる子どもの育成」を教育目標に、「明るく元気な子ども・自分のことは自分でする子ども・友だちとなかよく遊ぶ子ども・意欲がありねばり強い子ども」の育成に努めています。



【施策・事業の展開】

(1) 幼児教育の質の向上

- 幼児教育のニーズを踏まえ、幼稚園教諭の配置による園児へのきめ細かな対応と、施設整備など公立幼稚園の管理運営の充実を図ります。
- 保育に関わる職員一人一人が、保育サービスの充実に向けて知識や技術の習得ができるよう、計画的な職員研修の充実を図り、職員全体の資質向上に努めます。

(2) 小学校就学前教育から初等教育への円滑な接続

- 幼児期の教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、幼児と児童の交流や教員による合同研修など、幼保小連携の取組を促進します。
- スクールカウンセラー^{※6}やスクールソーシャルワーカー^{※7}及び家庭児童相談員^{※8}と連携し、安心して子育てに臨める相談体制を構築します。また、家庭教育相談員の研修を深めるとともに、相談体制について周知を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
公立幼稚園の管理運営の充実	在籍園児数	人	108	152	170	170	170
幼稚園・保育園・小学校の連携	交流事業	回	4	4	5	6	6



※⁶ 教育機関において心理相談業務に従事する心理職の専門家。

※⁷ 家庭や行政、福祉関係施設など、外部機関と連携しながら、子どもを支援する福祉職の専門家。

※⁸ 身近な地域で子どもや家族の様々な問題の相談に応じる専門の相談員。

基本目標2 伝統・文化の理解と国際性を育む

1. 郷土と伝統・文化についての教育の推進

【現状と課題】

- 本市には、天慶3年（西暦940年）の開山から現在まで不動尊信仰の場として知られる成田山新勝寺や「義民・佐倉宗吾」ゆかりの宗吾霊堂があります。また、平成18年3月に旧下総町及び旧大栄町との合併により新しい成田市が誕生し、龍正院、小御門神社、大慈恩寺などの歴史的資源が多く存在しています。古くから門前町として栄えてきた本市は、今でもその面影を随所に残し、生活の中にも豊かな営みが受け継がれていることから、それらの歴史性を活用した学びの推進を図ることが求められています。
- 子どもたちが郷土の伝統・文化を学び、理解を深め、伝統・文化の素晴らしさを誇りに思えるような教育の推進が求められています。
- 郷土の歴史や伝統・文化に学び、それらを確実に未来に継承していくことは、本市の個性を生かした教育を推進し、地域文化の発展を図る上でも重要です。
- 本市では、小学校中学年の社会科で学習する地域教材として副読本の編集を行い、地域にゆかりのある人物や文化財、年中行事などについて取り上げ、児童が地域の伝統・文化に親しむ機会の一助としています。今後も、成田の歴史や伝統・文化について、児童生徒がより一層の理解を深め、郷土の伝統・文化を自ら学び発信し、幅広く活躍していくことができるよう、多様な取組を推進していくことが求められています。
- 中学校の体育の授業で必修となった武道では、各学校で技能面だけでなく、礼に代表される伝統的な考え方の指導を行っており、さらに指導者の指導力向上を図っていく必要があります。
- 本市の文化財については、広く市民に知っていただくために、啓発用印刷物の発行や文化財説明板の設置等を通じて、広く市民への理解・啓発に努めています。今後、重要な文化財や貴重な考古資料等についても、公共施設等に展示して市民の文化財に対する意識高揚を図っていく必要があります。

【基本方針】

- 本市の文化財、歴史や文化を学習資源として活用し、市民や児童生徒の地域の歴史、伝統・文化に対する意識高揚を図ります。
- 社会科の地域教材、武道の技能や礼の考え方を通じて、郷土の伝統文化を受け止め、それを継承・発展させるための教育を推進します。

【施策・事業の展開】

(1) 成田の歴史文化を学ぶ機会の充実

- 文化財保護啓発・文化財等維持管理・市史編さん事業等を通じて成田の歴史文化を学習資源として活用します。また、郷土の発展に尽くした人々を学ぶ機会の充実を図ります。
- 下総歴史民俗資料館、三里塚御料牧場記念館等の管理・運営事業を通じて、市内の文化遺産を後世に保存、継承し、市民の文化財に対する意識高揚を図ります。

(2) 伝統と文化を通じた教育の推進

- 小学校社会科の地域教材として副読本の編集を行い、授業で活用するとともに、本市の歴史や人物、文化、伝統、芸能、自然などについて学習する活動を通して、成田を愛する心を育みます。
- 中学校の体育で必修となっている武道について、指導者の資質向上と外部指導者等の活用を図ります。
- 歴史・文化に対する理解と、文化財保護思想の啓発を図り、地域の伝統・文化に親しみ成田を愛する心を育みます。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
地域の教材や学習環境を活用している教職員の割合*	「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計	%		37.1	39.0	40.0	45.0

*平成26年度アンケート調査による。

コラム：【取り組み紹介】 ～久住小学校～

久住小学校では、平成27年度に学校支援推進委員会を設立しました。豊作や健康を願う「牛馬作り」、「米作り体験」、「昔の遊び」など、地域の多様な人材から伝統や文化を学ぶ機会を積極的に教育活動に取り入れています。



2. 国際性を育む教育の推進

【現状と課題】

- 国際空港を抱える本市では、児童生徒が異文化理解などの国際性や、英語によるコミュニケーション能力の基礎を育む教育を、全国でも先進的に取り組み、全小中学校にALT（外国人英語講師）を配置し、また教育課程特例校として英語教育の充実を推進しています。
- 「平成26年度アンケート」の結果でも、本市の学校教育について、英語教育や国際理解等を重視した教育や英語によるコミュニケーション能力を育成することへの保護者の期待が高くなっています。また、「小中学校英語アンケート」の結果からは、英語の学習が好きだと答える児童生徒が9割近くを占めています。こうした、英語や国際理解への期待や意欲をさらに伸ばさせるとともに、多様な文化を受け入れられる心豊かな児童生徒の育成を継続して推進していく必要があります。
- 英語教育については、英語教育の成果を適切に把握し、小学校での成果を中学校につなげていく小中連携の取組や、児童生徒が自信を持って自分の思いを英語で発信する力のさらなる育成を図ることが求められています。
- 「学校教育フォーラム」においては、英語を習得するだけではなく、国際的な視点を持って理解したり、考える力を養うことや、英語などの外国語を通じて、自分は何をしたいか、何ができるのかを自ら考え判断し、伝えることができる力の大切さについて意見が出されました。
- 国際交流事業については、姉妹都市や友好都市と中高生のホームステイを中心とした交流を行うほか、成田市国際交流協会が主催となって様々なイベントを開催し、市民と在住外国人が国際交流を図る場を提供しています。こうした事業を継続して実施するとともに、広く周知を図ることにより、さらに市民が中心となって行われる交流について取り組んでいく必要があります。

【基本方針】

- 児童生徒の英語や国際理解への関心や意欲をさらに伸ばさせるとともに、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指します。
- 小中学校と連携を図り、絵画を通じた文化理解ならびに芸術にふれる機会の充実を図ります。
- 広報なりた等を積極的に活用し、市民への国際交流事業の周知を図るとともに、より多くの市民が国際交流に関わるような事業を推進します。

【施策・事業の展開】

(1) 小・中学校を通じた実践的な英語教育の充実

- 教育課程特例校として英語教育を充実し、児童生徒の英語や国際理解への関心や主体的に学ぶ意欲をさらに高めながら、英語によるコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 英語のコミュニケーション能力を効果的に伸ばす指導力の向上や授業のあり方を学ぶため、教職員研修の充実を図ります。
- 全小中学校にALTを配置するとともに、ALTを対象とした研修会の充実を図ることで、効果的なティームティーチングを行い、児童生徒の英語によるコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 小学校で学習した内容と学び方を、中学校では違った場面を設定して学習することで学びを深め、より発展的なものにすることができるよう、英語教育における9年間での成長を考えた取組を進めます。

(2) 国際理解教育の推進

- 国際こども絵画交流展を開催し、世界各地からの絵画の展示・交流を通じて、子どもたちや一般市民が文化理解ならびに芸術に触れる機会を提供します。
- 広報なりた、ホームページ、広報番組「なりた知っ得情報」の制作などを通じて、市民への国際交流事業の周知を図るとともに、姉妹・友好都市との交流などより多くの市民の参加を促すような多様な国際交流を推進します。

コラム：【取り組み紹介】 ～成田小学校～

成田小学校の特色ある活動としては、参道に近いという立地条件を生かし、参道を訪れた外国からのお客様と英語を使ってコミュニケーションを図る参道活動があります。また、PTA活動も盛んで「成小フェスティバル（バザー）」や保護者と児童が協力して行う「エコ活動」を実施しています。古い町並みで見守られながら、成田小の子どもたちは元気に学校生活を送っています。



【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
英語科研究開発事業	ALTの週あたりの 配置日数 (1校あたり)	日	4.0	4.1	4.1	4.3	4.5
	小中学校英語アンケートで英語の学習が好きと答えた児童生徒数/全児童生徒数	%	90.7	86.7	88.0	88.0	88.0
成人式での英語に関するアンケートで外国人に話しかけられたら応える割合	成人式での英語に関するアンケートで外国人に話しかけられたら応えてあげると答えた新成人/アンケート応答新成人	%		83.8	84.0	84.0	84.0
国際交流事業	国際交流イベントへの市民参加	人	658	928	1,000	1,000	1,100



基本目標3 豊かな心・道徳性・規範意識を育む

1. 心の教育・道徳教育の充実

【現状と課題】

- 少子化による兄弟姉妹数の減少や地域社会の結びつきが希薄化していく中で、子どもたちに豊かな心を育み、他者との関わり方や規範意識、公共のマナーなどを伝える機会の充実が求められています。
- 「平成 26 年度アンケート」の結果でも、学校に対して、他人への思いやりの心や生命の大切さや礼儀やルール、マナーについて教えることへの期待が非常に高い一方で、子どもたちに社会性やしつけ、マナーを教える役割の第一位は家庭だとの認識も高くなっています。
- 人間関係の形成や社会規範に関する指導については、中学校区ごとに指導項目を決め、連携して指導にあたっていますが、引き続き家庭や地域と連携した取組を推進していく必要があります。
- 同じく「平成 26 年度アンケート」では、保護者が自分の子どもに期待することとして、物事の善悪を判断できる人であることが最上位となっており、教職員においても今後市が力を入れるべき教育として心の教育（道徳教育）を挙げる割合が最も高いという結果が示されています。
- 道徳教育については、全体計画及び年間指導計画を作成して「道徳の時間」を確保し、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実を図っていますが、今後は「道徳の時間」を「特別の教科 道徳^{※9}」として新たに位置づける一部改正学習指導要領の趣旨をふまえた取組を周知し、実践につなげていく必要があります。
- 県が実施している「豊かな人間関係づくり実践プログラム」については、年々実施している学校数が増加しています。実施をした結果、成果があったと感じている学校が多く、各学校の実態に応じた活用の展開を図っていく必要があります。

【基本方針】

- 学校、家庭、地域で道徳教育の方向性を確認しながら共通理解を深め、子どもたちが道徳的実践力を育むことができるよう指導の充実を図ります。
- 道徳教育の充実とともに、家庭や地域と連携し、人間関係の形成やマナー・ルールなどの社会規範に関する指導の充実を図ります。
- 人間関係づくりに必要な基本的な力を育むため、「豊かな人間関係づくり実践プログラム」を実施し、児童生徒のコミュニケーション能力の向上を図ります。
- 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進します。

※⁹ 文部科学省は、平成 27 年 3 月に学校教育法施行規則の一部を改正する省令、道徳に係る小学校、中学校、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の一部を改正する告示及び移行措置に係る告示を公表した。

【施策・事業の展開】

(1) 道徳の時間の充実

- 「道徳の時間」を要として学校の教育活動全体を通じた道徳教育の向上を図り、道徳教育推進教師を中心とした指導体制の充実や指導力の向上に取り組みます。また、「特別の教科 道徳」として新たに位置付けられる学習内容を周知し、実践につなげていきます。

(2) 社会規範意識を高める指導の充実

- 各学校が中心となって、家庭・地域と連携しながら、子どもたちがあいさつ・礼儀作法等の習得や、社会規範について意識を高める指導を推進します。
- 選挙権年齢が18歳以上に引き下げられる改正公職選挙法^{※10}の成立を受け、選挙管理委員会と連携をしながら、児童生徒が選挙や政治を身近なものとして感じられる取組を推進します。

(3) 「豊かな人間関係づくり実践プログラム」(千葉県)の効果的な活用

- 「あいさつ」「助け合い」「コミュニケーション能力」等、人間関係づくりに必要な基本的な力を育むため、県が実施している「豊かな人間関係づくり実践プログラム」について各学校の実態に応じた展開を図ります。
- 権利と義務、自由と責任について意識を深め、公共心のある自立した個人を育てる教育を推進します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
児童生徒が自ら考える道徳教育の推進	道徳教育推進教師研修会	回	1	1	1	1	1
「豊かな人間関係づくり実践プログラム」の活用	実施した学校数*	校	39	35	35	35	31

* 市内小中学校の全校数

平成25年度：39校【小学校29校、中学校10校】

平成26年度：35校【小学校25校(東小学校の閉校及び下総地区の小学校統合による減)、中学校10校】

平成30年度・32年度：35校【小学校25校、中学校10校】

平成37年度：31校【小学校21校(大栄地区の小学校統合による減)、中学校10校】

※¹⁰ 選挙権年齢を20歳以上から18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が平成27年6月に成立した。

2. 感性を育む教育の充実

【現状と課題】

- 子どもたちの生活や遊びのスタイルが変化し、自然体験や生産体験など地域での体験活動の機会が減少し、また活字に親しむ機会も少なくなっていることから、豊かな心を育ていくためにも感性を育む機会を充実していく必要があります。
- 本市では、学校図書館司書を小中学校全校に配置し、魅力的な図書室づくりや、ボランティアの協力を得て読み聞かせ等の読書活動を推進しています。今後も、子どもたちが読書に親しみ、言葉を学び、想像力を豊かなものにする場となるよう事業の充実を図っていく必要があります。
- 学校の特別活動（学校行事）や総合的な学習の時間、小学校低学年の生活科の授業では、自然体験、生産活動などの体験活動、集団での宿泊活動などを実施しています。また、「青少年の交流・体験活動の促進に資する事業（ヤングスペースなりた）」や、「放課後子ども教室」で、子どもを対象とした様々な体験活動を推進しています。
- 様々な体験活動を推進していく指導者やリーダーの存在が不可欠であることから、子どもたちに適切な指導・交流支援のできる人材の確保・養成、また青少年の健全な諸活動を促進するためのリーダー養成が課題となっています。
- 「平成26年度アンケート」では、地域行事への中学生の不参加の割合が増加していることから、今後、中学生と地域との交流についても機会の充実等を図っていく必要があります。
- 「子どもの居場所づくり事業（成田わくわく広場）」は、市内12小学校区で事業を展開していますが、参加している児童が一部に限られているなどの課題があり、地域人材の発掘や確保、組織づくりとともに事業の拡大を図っていく必要があります。
- 文化芸術に親しむことは、自己の感性を磨き、他者との共感を育むことによって、自己形成やコミュニケーション能力を伸ばすことにもつながるため、小学生向けコンサートなどの事業を展開していく必要があります。

【基本方針】

- 子どもたちが読書に親しみ、また調べ学習などの自主的な学習活動を展開していく場として図書室の機能を充実し、児童生徒の読書活動の振興を図ります。
- 地域における青少年活動や、子どもたちが遊びや学習を通して交流や体験活動を活発にし、青少年の健全な育成を図ります。
- 小中学生に良質な芸術文化鑑賞の機会を提供することで青少年の情操教育を図り、豊かな心を育成します。

【施策・事業の展開】

（１）読書活動の推進

- 「成田市子ども読書活動推進計画」の実現に向けて教職員研修の充実に取り組むとともに、効果的な調べ学習や主体的な学習活動を支援することで、児童生徒の読書活動の振興を図ります。

（２）様々な体験活動の充実

- 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識、コミュニケーション能力などを育むことができるよう、自然体験学習や生活体験学習など様々な体験活動の充実に取り組みます。
- 青少年育成団体の活動を支援することにより、地域における青少年活動を活発にし、青少年の健全な育成を図ります。青少年団体のリーダーとなり得る人材の育成や、地域で活動できる機会の充実に努めます。
- 地域のニーズを把握し、近隣の小学校区で連携して、子どもたちが遊びや学習を通して交流や体験活動を行う「子どもの居場所」づくりを推進し、ボランティアの確保に努めます。

（３）文化芸術に親しむ機会の充実

- 児童生徒の豊かな心を育むために、小学生向けのスクールコンサートや小中学生を対象に青少年感動芸術劇場を開催し、優れた芸術鑑賞の機会を提供します。
- 「市民文化祭」「ふれあいコンサート」「中学生の文化部活動活性化事業」などの実施を通じて、地域文化の担い手として市民、団体等の支援・育成を図ります。

コラム：【取り組み紹介】 ～遠山小学校～

遠山小学校では、「素敵な先輩シリーズ」と題して、地域や本校出身の先輩の皆さまに来ていただき、貴重な体験やお話をじかに子どもたちにさせていただいています。その大きな感動が、子どもたちの意欲につながっています。



【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
学校図書館司書配置事業	児童一人あたりの年間図書貸出冊数(小学生)	冊	58	58	59	60	62
	生徒一人あたりの年間図書貸出冊数(中学生)	冊	19	21	22	23	25
青少年健全育成事業	青少年育成団体主催行事等への児童生徒参加者数	人	2,761	3,077	3,100	3,200	3,400
	リーダースクラブの所属人数	人	15	19	23	25	30
子どもの居場所づくり推進事業	参加児童数	人	5,733	4,605	5,100	5,300	5,700
	ボランティアの延べ人数	人	2,134	1,914	2,100	2,150	2,300



基本目標4 よりよい学校教育環境づくりを進める

1. 教職員の資質の向上

【現状と課題】

- 学校教育に直接携わる教職員は、児童生徒の人間形成に大きな影響を与えるものであり、児童生徒が、基礎・基本を確実に身に付け、確かな学力を身に付けていくためには、教員の資質向上が不可欠です。
- 教職員の研修については、国、県が主催する^{しつかい} 悉皆研修^{※11}、千葉県総合教育センター等が主催する希望研修が円滑に実施できるよう調整を行っています。また、市独自の研修を初任者研修の一部として位置付けて実施しています。
- 「平成 26 年度アンケート」で、現在の教職員研修制度については満足している割合が高くなっており、「学び続ける教員像^{※12}」の確立が求められる中、今後も現場のニーズや教育課題に対応した教員研修を行っていく必要があります。
- 今後は、教職員の大量退職を控え、有能な人材確保と中堅職員の育成が求められることから、ミドルリーダーの育成に重点を置いた研修についても充実していく必要があります。
- 教職員の ICT^{※13}の活用については、積極的に ICT 機器を活用して、授業を行っている教師とそうでない教師との格差が大きい状況にあります。「平成 27 年度ワークショップ」では、教職員から、ICT を行うための校内の環境整備と校務への ICT の導入を希望する声が挙げられており、すべての教職員が自立して ICT を活用した授業等を行えるよう ICT 支援員による指導体制を整備していく必要があります。
- 公立学校教育職員の精神疾患による休職者数^{※14}は、平成 25 年度に全国で 5,078 人、千葉県では 171 人に達し、深刻な状況にあることから、本市においても教職員のメンタルヘルス対策や復職支援等の取組を推進していく必要があります。

※¹¹ 経験年数やその職務に応じ、必ず受講することが義務付けられた研修のこと。

※¹² 「教員は、教職生活全体を通じて、実践的指導力等を高めるとともに、社会の急速な進展の中で知識・技能が陳腐化しないよう絶えざる刷新が必要であり、“学び続ける教員像”を確立する必要がある」（中央教育審議会資料）

※¹³ 情報通信技術。情報や通信に関連する科学技術の総称。

※¹⁴ 文部科学省、平成 25 年度公立学校教職員の人事行政状況調査。

【基本方針】

- 教職員の実践的指導力を高め、質の高い学習を実現することができるよう、教職員研修の充実を図ります。
- 手軽にICT機器が使用できる環境整備を図るとともに、「ICT支援員」によるサポート体制の構築を図ります。
- 教職員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるようメンタルヘルス対策の充実を図ります。

【施策・事業の展開】

(1) 職員研修への支援

- 児童生徒の生きる力を育み、質の高い学習を実現することができるよう、また今日的教育課題等に対応するため、教育センター講座や教育相談講座の内容を充実するとともに、新規採用者の増加に伴って増加する悉皆研修対象者に対応するためのシステムの構築を図ります。

(2) 教職員のICT活用・指導能力の向上

- 教職員の学習指導の効果を高め、教材資料の研究・準備・評価等にICTを効果的に活用できるように、教職員が手軽にICT機器を使用できる環境整備と、教職員のICT活用を支援する「ICT支援員」によるサポート体制の構築を図ります。

(3) 教職員のメンタルヘルス対策の推進

- 教職員が心身ともに健康を維持して教育に携わることができるようにするため、健康管理やストレスチェックなどのメンタルヘルス対策の充実を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
教職員研修事業	研修参加者	人	1,318	1,326	1,340	1,350	1,200
	指導主事派遣	回	95	71	105	105	93
ICT支援員の活用	支援員数	人	0	0	1	2	3
教員研修制度に満足している教職員の割合*	質・量ともに満足している割合	%		33.0	35.0	36.0	40.0

*平成26年度アンケート調査による。

2. 教職員の負担軽減に向けた取組の推進

【現状と課題】

- 近年、社会の価値観の変化や、地域や家庭の教育力の低下などにより、学校現場の抱える問題は複雑化し、教職員の多忙や負担が増加していることが課題となっています。
- 「平成 27 年度ワークショップ」では、教職員の業務については、多忙を感じている教職員が多く、特に部活動、学校事務、調査や出張などの増加が原因としてあげられています。また、「平成 26 年度アンケート」では、対人関係がうまくいかない児童生徒や、心の状態が不安定な児童生徒が多いことがあげられており、複雑化しているいじめや不登校、児童生徒の問題行動に対する教師への支援を充実していく必要があります。
- 教育センターでは、今日的な課題等について研修会を開催し、教職員の資質の向上を図るとともに、指導主事及び特別支援教育巡回指導員による学校訪問を行い、校内体制の整備や発達検査の実施等、特別な支援を必要とする児童生徒への支援の充実を図っています。
- 教職員の必要とする資料等については、「教育センターだより」等で情報の提供に努めるとともに、ファイルサーバ^{※15}を活用した情報の共有化を進めています。
- 教職員の支援をはじめ、特別支援教育及び教育相談等に関して、教育センターは大きな役割を果たしていることから、事業の一層の充実を図っていく必要があります。
- 学校だけで解決することが難しいケースに対応する組織として、学校問題解決支援チーム^{※16}を設置しています。

【基本方針】

- 教育センターを中心とした教職員に対する学習指導・生徒指導の支援活動や、特別支援教育及び教育相談等の事業の一層の充実を図ります。
- 保護者等からの様々な苦情、要望等について、学校だけでの対応が困難である場合には、学校問題解決支援チームの協力を得て問題解決を図ります。

※¹⁵ LANなどのネットワーク上で、ファイルを共有するために設置されるサーバ。

※¹⁶ 学校等が単独では解決することが困難な案件に対して、専門家等による指導助言を行う組織。

【施策・事業の展開】

(1) 学習指導・生徒指導の支援

- 教育センターを中心に、教職員を対象とした各種研修講座の企画・運営、授業に役立つ資料の作成や提供、教育相談、特別支援教育の推進などを行います。また、特別支援教育の指導体制の充実と、教育センターの研修施設としての機能の充実を図ります。

(2) 学校問題解決への支援

- 保護者等からの様々な苦情、要望等について、学校が解決に向けて対応、取組を行っても解決の糸口がつかめず、保護者等との関係悪化、教育活動の停滞や教職員の精神的な疲弊等の事態に対し、学校問題解決支援チームにより学校への指導、助言、支援を通じて問題解決を図ります。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
教育センター運営事業	巡回相談員数	人	3	3	4	4	4
学校問題解決支援事業	活動時間	時間	75.5	111	168	168	168



3. 教育環境の整備・改善

【現状と課題】

- 平成 27 年 6 月の学校教育法等の一部を改正する法律（平成 28 年 4 月施行予定）で、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として規定されました。
- 本市では、平成 26 年 4 月に開校した下総みどり学園が小中一貫教育校としての成果を上げており、この成果を他の中学校区における小中連携教育に取り入れられるように、調査研究を進めていく必要があります。「平成 26 年度アンケート」でも、小中連携教育の取組については、小学校から中学校へのスムーズな移行が期待できるなど肯定的な意見が多くなっています。また、「平成 27 年度ワークショップ」では、統合を検討している中学校区から、メリット・デメリットを知りたい、伝統行事を続けてほしい、下総みどり学園の見学がしたいなどの意見が挙げられています。
- 本市では、地域開発・住宅整備等により、特定の学校に児童生徒が集中する傾向が見られ、農村地域等では児童生徒数が減少し学校の小規模化が進んできたことから、過小規模校、過大規模校の解消、学区の再編などの学校適正配置を推進してきました。現在は大栄地区において、小中一貫教育校（義務教育学校）の整備を進めています。
- 教材、教育備品等に関しては、学校配当予算または、学校規模に応じた配当による整備を行っています。
- 学校における校外学習需要が増加している現状からも、学習用バスの運行は今後も継続していく必要があります。また、修学旅行費や大会等出場に要する費用についても、保護者の負担軽減を図っています。
- 複式学級^{※17}が複数生じる小規模学校においては、配置されている県費負担教員数だけでは学年別の学習指導が実施できないため、小規模学校支援教員を配置することとしています。小規模校の統合により複式学級は平成 25 年度末をもって解消されましたが、今後必要が生じた場合にに応じて対応を図っていく必要があります。

コラム：【取り組み紹介】 ～下総みどり学園～

下総みどり学園は、平成 26 年 4 月に、施設一体型の小中一貫教育校として誕生しました。義務教育 9 年間を見通し、途切れることのない一貫した指導方針のもと、一人一人の子どもが着実に学力を身につけ、心身ともに健全で、豊かな人間性と社会性を発揮できる人間として成長していけるよう連続した学びを実践しています。



※17 小・中学校において 2 つ以上の学年の児童生徒を 1 つに編制した学級。

【基本方針】

- 教育課程や学習環境、学校生活等の円滑な接続と連続性を持たせ、子どもたちの成長を考慮した小中連携教育を実践します。施設一体型の小中一貫教育校については、義務教育学校とし、他は、中学校区ごとに小中連携教育を推進していきます。
- 特色ある学校・教育づくりや教育内容・活動の充実を円滑に行えるよう、学校規模の適正化による良好な教育環境の創出を図ります。
- 指導者用デジタル教科書の導入を図り、指導技術の向上を図ります。
- 保護者の負担軽減を図るため、行事等にかかる経費への支援を行います。
- 小規模学校の学校運営の円滑化を図るための臨時職員の配置や、教職員の急な病気や怪我の場合には非常勤職員を採用し、指導体制の確保を図ります。

【施策・事業の展開】

(1) 小中連携教育の推進

- 中学校区を対象とした小中連携教育を推進し、小中連携教育の牽引役である下総みどり学園の教育効果を検証し、有効な取組について活用を図ります。
- 普通教育を一貫して施す9年制の義務教育の学校における、小中一貫教育先進校として下総みどり学園の取組を研究し、地域の特色を生かした小中一貫教育の推進を図ります。

(2) 学校規模の適正化及び通学区域の弾力化

- 特色ある教育活動を一層進め、地域の実情に即した教育の機会を確保するため、公立小中学校の通学区域の見直しについて、本市の実情を考慮しながら検討します。
- 大栄地区において、大栄地区小中一貫教育準備委員会との協議を進めるとともに、大栄地区住民の理解を深めながら、統合小学校と大栄中学校との小中一貫教育校(義務教育学校)の早期開校を目指します。
- 大栄地区5小学校の統廃合として大栄中学校の敷地内に、小中一貫教育を実施するため小中一体型校舎の建設を行います。
- 児童生徒の就学(転編入学、転退学及び就学猶予等)に関することや学齢簿の編製保管、学級編制に関わることなど、就学に関する管理を行います。
- 就学期を迎えている児童生徒に対し、就学(転編入学、転退学及び就学猶予等)や学級編制に関する適正な事務を推進します。

(3) 教材・備品等の整備

- 教育効果を高め、児童生徒の基礎的・基本的な学習理解を助けるため、教材、教育備品等の整備を行います。
- 小学3・4年生を対象に、身近な地域（成田市や千葉県）の産業や生活の様子等を学習する副読本の作成を行い、有効な社会科副読本となるよう編集委員会を充実します。
- 教員に教科書指導書を配布し、教材研究の充実及び資質・指導力の向上を図ります。また、指導者用デジタル教科書の導入を図り、指導技術の向上を図ります。
- 準教科書副読本について、道徳・安全（小中学）、社会（小学4年）、進路（中学）、中学体育（中学1年）を給与または設置することで、幅広い教育活動を実践します。

(4) 行事等にかかる支援

- 児童生徒が市内及び近隣市町村へ出かける施設見学等の校外学習及び小規模校の学校間交流に際して、学習現場と学校間の移動手段としてバス及びタクシーを運行します。
- 保護者の負担軽減を図るため、修学旅行に要する交通費や運動部及び文化部の活動に伴う大会等出場に要する経費への支援を行います。

(5) 人的環境の整備

- 小規模学校の学校運営の円滑化を図るため、複式学級が2学級以上生じる学校に非常勤職員を配置し、各学年に応じたきめ細かな学習を支援します。
- 急な病気や怪我のために代替の県費教職員が必要となり、確保に日数を要する場合に、児童生徒の指導に支障がないよう市で非常勤職員を採用します。

【数値目標】

事業及び計画指標		(単位)	実績値		目標値		
			25年度	26年度	30年度	32年度 (中間年度)	37年度 (最終年度)
小中学校連携教育推進事業	小中一貫教育実践校	校	0	1	1	1	2
教師用教科書指導書購入に係る経費	指導者用デジタル教科書導入校	校	0	0	35	35	31
学習用バス運行事業	運行台数	台	367	374	374	380	380
事故対策補助教員配置事業	支援要請学校数	校	1	5	4	4	4